

○第三次中津川市環境基本計画における個別施策実績一覧

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
1-1-1	2	(1)	①	1		中津川市自然環境団体等連絡会議の推進（15-3 再掲）	「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。また、環境団体と連携し自然共生地域づくりに取り組みます。	環境政策課	「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を8回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の取り組みの充実を図りました。	「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を6回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の企画立案や取組の充実を図りました。（役員会：延べ52人出席）	この連絡会議は、市と環境団体の意見交換の場として重要な位置づけにあります。また、ここでの意見を当市の自然環境保全活動に反映させ、木育や河川環境学習、市民向け親子講座など多くの取組を行ってきました。	中津川市自然環境団体等連絡会議は、当市の自然環境保全活動を推進するうえで不可欠な存在であり、今後も参加団体を増やしながらかつて実施していく計画です。	継続	15-3-1を統合
1-1-2	2	(1)	①	2		学識者・専門家等による支援体制の強化	専門的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関などの連携を強化するとともに、自然環境の保全施策への支援体制を確立します。	環境政策課	岐阜大学准教授や森林文化アカデミー教諭等、専門的な知見から適正な保全活動への助言支援をいただきました。	岐阜大学や森林文化アカデミーの教授等から、専門的な知見に基づく適正な保全活動への助言支援をいただきました。	シデコブシやハナノキの自生地に関する調査や保全活動においては、これまでの多くの有識者から助言を受け実施してきました。	自然環境の調査や保全活動に際しては有識者や専門家の助言がなければ実施は不可能であり、引き続き岐阜大学や森林文化アカデミーの教授等に協力を依頼していきます。	統合	15-5-3に統合
1-1-3	2	(1)	①	3		農業科や専門学校との連携（15-5再掲）	高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。また、大学等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。	環境政策課	現状、取組み実績がないため、今後連携の可能性を探っていきます。	恵那高校の課題研究において、ごみの減量化に関する出前講座を実施した。	令和2年度には、恵那高校の課題研究において特定外来生物に関する学習を提供するとともに、中津高校のSDGsに関する課外授業に協力し、地球温暖化に関する出前講座を実施しました。	当初は、自然環境保全の事業を想定して、農林業に関する高校や専門学校との連携を検討していましたが、今後は分野を限定せずに環境保全活動全般で連携・協力できる高校や専門学校と事業を推進していきます。なお、今後は自然共生地域づくり施策ではなく環境保全に向けた人づくり施策として管理することとし、15-5-2に統合します。	統合	15-5-2に統合
1-2-1	2	(1)	②	1		幼児向け環境教育の推進	人と自然とのつながりを考えることができる豊かな心を育むことを目的に、木育や自然体験を取り入れた幼時向けの環境教育を、各保育園や幼稚園で実施します。	環境政策課	保育園や幼稚園の幼児向けの木育環境教育を実施しました。 【実績】 ・14園、園児331人（指導員数16名）	保育園や幼稚園の幼児向けの木育環境教育を実施しました。 【実績】 ・15園、園児296人（指導員数18名）	岐阜県森林環境基金事業を活用し、平成25年度以降、中津川市独自の木育として内容も充実させてきました。参加園は令和2年度時点で17園まで増加し、各園のカリキュラムとしても定着してきました。	各園から継続実施を求めるニーズが多くあり、引き続き参加園を増やしていきます。計画最終年度には全園での実施を目指します。 <b>また、木育の前段階として、乳幼児と保護者に向けて「木育キヤラパン」などを実施するなど、環境教育として自然や木に触れる機会を提供することで、健やかな子どもの生育につなげます。</b>	変更	人と自然とのつながりを考えることができる豊かな心を育むことを目的に、木育や自然体験を取り入れた幼時向けの環境教育を、各保育園や幼稚園で実施します。 <b>また、乳幼児とその保護者を対象に、自然や木に親しむことができる機会を提供することで、健やかな子どもの生育につなげます。</b>
1-2-2	2	(1)	②	2		河川環境教育の推進	子ども達に川の水質や生態系の保全、流域の繋がりなどの学びを提供するために、水生生物調査（カワゲラウォッチング）などの河川環境教育を、小中学校を対象に実施します。	環境政策課	小学校児童に対し、河川環境学習（カワゲラウォッチング）を指導員及び環境政策課職員にて実施しました。 【実績】 ・12校、児童436人（指導員数12名）	小学校児童に対し、河川環境学習（カワゲラウォッチング）を指導員及び環境政策課職員にて実施しました。 【実績】 ・15校、児童465人（指導員数26名）	岐阜県森林環境基金事業を活用し、平成25年度以降、水生生物調査指導員の会や漁協などと連携して参加スタッフを増やしながら、内容を充実させて行ってきました。毎年、15校程度の小学校が参加しており、各校の総合学習として定着しています。	各校から継続実施を求める声が多くあり、引き続き参加校を増やしていきます。川が近くにない学校への対応も検討しながら、計画最終年度には全小学校での実施を目指します。	継続	
1-2-3	2	(1)	②	3		環境教育の指導者や保全活動の担い手育成	幼児向け環境教育や河川・森林の環境教育などに携わる指導者を育成するための指導者講習会などを実施し、本市の自然環境とその保全に関する正しい知識を持ち、その知識を伝え、活動していく人材を育成します。	環境政策課	木育スタッフ養成講座を企画し木育実施園の保護者などを中心に参加を募り、スタッフを増員できました。 【実績】 ・木育養成講座増員数 7名	木育スタッフ養成講座を企画し木育実施園の保護者などを中心に参加を募り、スタッフを増員できました。 【実績】 木育養成講座増員数 2名	幼児環境教育や河川環境学習では、毎年最終年度に全園、全小学校で実施する目標を定めています。目標達成に向けては今後も指導スタッフの増員や力量の向上を図る必要があり、そのために必要な教材等の作成も含めて取組みます。	幼児環境教育や河川環境学習では、計画最終年度に全園、全小学校で実施する目標を定めています。目標達成に向けては今後も指導スタッフの増員や力量の向上を図る必要があり、そのために必要な教材等の作成も含めて取組みます。	変更	1-2-4を統合し、概要を変更 幼児向け環境教育や河川・森林の環境教育などに携わる指導者を育成するための指導者講習会などを実施し、本市の自然環境とその保全に関する正しい知識を持ち、その知識を伝え、活動していく人材を育成します。また、経験のある指導者とともに必要に応じて指導者講習会等で使用する教材や副読本などを作成します。
1-2-4	2	(1)	②	4		環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成	環境教育や環境保全の担い手の育成に必要な教材・副読本（指導者マニュアル）等をわかりやすい内容で作成し、指導者講習会などで活用します。	環境政策課	これまでに作成した資料を、指導者講習会などに有効活用しています。	これまでに作成した資料を、指導者講習会などに有効活用しています。	平成25年度から環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成に取組んできました。水生生物調査については、副読本を活用して指導者講習会を行っています。	教材や副読本の作成は、指導者や担い手の育成の取組に含まれる取組の一つであるため、1-2-3へ統合します。	統合	1-2-3に統合
1-2-5	2	(1)	②	5		人材登録制度の創設・活用（15-1と重複）	地域での環境保全活動を牽引し、学校や市民向けの環境教育・環境学習等を支援する人材の登録制度を創設し、講座等への派遣を行います。	環境政策課	木育や河川環境学習指導員の人材登録を進めました。	木育や河川環境学習指導員の人材登録を進めました。	幼児向け環境教育と河川環境学習については、登録された指導者やスタッフを、各園や学校へ指導員として派遣しており、年々登録者数も増加しています。	計画最終年度には、幼児環境教育では31人、河川環境学習では34人まで登録者を増やす計画で、引き続き指導者育成と併せて取組みます。なお、計画後期は、個別施策15-1に移行します。	統合	15-1-2に統合
1-2-6	2	(1)	②	6		子どもたちへの林業・木工の体験活動の推進	中津川市森の担い手育成構想の取組として、子どもたちに向けた林業や木工の体験活動を推進します。岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、子どもの誕生から高校生までの成長段階に応じた体験活動の実施や木製品の配布、またそれらの実施に必要な人材の育成などを企画し実施します。	林業振興課				令和元年度より国の森林環境譲与税の交付金がスタートし、それに伴い策定した中津川市森の担い手育成構想の各種取組を実施しています。幼いころから、木に触れ、木を知り、木を使える人を育てる取組として、子どもたちに向けた林業や木工の体験活動を推進します。	新規	
1-2-7	2	(1)	②	7		林業・木材関連産業の次世代を担う人材育成	中津川市森の担い手育成構想の取組として、大学生や社会人を対象とした林業や木材関連産業の人材育成に資する取組を推進します。岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、学生への奨学金制度の実施や林業研修生の受け入れを行うとともに、林業等を志す社会人への資格取得支援や就労支援などを企画し実施します。	林業振興課				令和元年度より国の森林環境譲与税の交付金がスタートし、それに伴い策定した中津川市森の担い手育成構想の各種取組を実施しています。森林文化アカデミーと連携し、高度な知識や先端技術により、森の担い手を育成することで、林業・木材関連産業の強化や若者の地元定着、移住促進などに繋がります。	新規	
1-3-1	2	(1)	③	1		自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進	市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性のキャンペーン活動を企画・推進していきます。	環境政策課	環境フェスタにおいて、シデコブシに対する取組みなどの宣伝啓発を実施しました。また「山の日シンポジウム」を県と共催し、山の恩恵に感謝し、山に親しみを持ってもらえるよう取り組んだ。	もったいな市などのイベントや広報なかつわにおいて、生物多様性保全に関する宣伝啓発を実施しました。	環境フェスタをはじめとする環境イベントや木育等の環境講座や出前講座などにおいてPRを行っています。更なる啓発活動を展開する必要があります。	豊かな自然環境の保全は当市の環境施策の基本です。今後も、生物多様性保全に関するPR等を行い、市民が自然を知って保全活動につなげるよう啓発する必要があります。また、そのために個別施策「中津川市の自然を紹介する啓発物などの作成」の内容を取込み、必要な啓発物などの作成も含め取組んでいきます。	変更	1-3-3を統合し、概要を変更 市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性のキャンペーン活動を企画・推進していきます。また必要に応じて、有識者や環境団体等と協力して市民向けの啓発物の作成にも取り組めます。

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
1-3-2	2	(1)	③	2		自然環境保全活動の推進	環境団体や地域による森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動への支援や協働した取組みを推進します。	環境政策課	地域や環境団体が行う自然環境保全活動に対し、必要に応じて有識者による助言支援や資材の貸出等を行いました。	地域や環境団体が行う自然環境保全活動に対し、必要に応じて有識者による助言支援や資材の貸出等を行いました。	環境団体が行う自然環境保全活動に関しては、現在は有識者による助言支援や資材の貸出等について対応しています。	今後も、自然環境団体等連絡会議の枠組みに参加する環境団体からの要望に対し、器具の貸し出しや資材の提供など柔軟に対応します。 なお、個別施策「自然環境保全活動に必要な資材等の貸し出し」については、計画見直しを機にこちらに統合します。	変更	1-3-4を統合し、概要を変更 環境団体や地域による、森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動に対して、有識者による助言指導や資材の貸し出し等の支援を行うとともに、必要に応じ各団体に協力して取組みを推進します。
1-3-3	2	(1)	③	3		中津川市の自然を紹介する啓発物などの作成	本市の自然環境や生きもの、保全活動などについて紹介した啓発パンフレットやマップなどを作成・配布し、市民の自然や生物多様性保全に対する理解を深めます。	環境政策課	「しろう ふれよう ままろう」と題した生物多様性の啓発パンフレットについて、図書館等にも設置していただき、市民への周知を図りました。	「しろう ふれよう ままろう」と題した生物多様性の啓発パンフレットについて、図書館等にも設置していただき、市民への周知を図りました。	平成25年度以降、中津川市の生物多様性やシデコブシ、特定外来生物などに関する啓発パンフレット等の作成に取り組み、市民啓発を行ってきました。	この施策は、個別施策「自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進」に含まれる内容のため、計画見直しを機にそちらへ統合します。	統合	1-3-1に統合
1-3-4	2	(1)	③	4		自然環境保全活動に必要な資材等の貸し出し	環境教育や環境調査、環境保全活動などに必要な、教材や活動用品、観察器具、測定機器、作業資材などを確保し、必要に応じて市民団体等に貸し出します。	環境政策課	自然環境保全活動を行う団体等に、必要な資材等の貸し出しを行いました。	自然環境保全活動を行う団体等に、必要な資材等の貸し出しを行いました。	幼児環境教育や河川環境学習、シデコブシの保全活動など、自然環境団体等連絡会議に所属する団体の活動に対しては資材の貸し出しを行い、有効に活用されています。	この施策は、個別施策「自然環境保全活動の推進」に含まれる内容であるため、計画見直しを機にそちらへ統合します。	統合	1-3-2に統合
1-3-5	2	(1)	③	5		環境団体が行う活動の情報発信（15-3再掲）	環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表の機会を提供します。 また、地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組みを啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。	環境政策課	環境団体の活動支援については、環境フェスタや森林環境税の各種事業等において、環境団体の活動の場の提供や活動内容の情報発信・発表の機会を設けました。 住みよい環境づくり推進員に対しては、年度初めに全地区で意見交換会を開催し、施策の取組みの啓発と合わせて意見をいただき施策に反映させました。	環境団体の活動支援については、環境フェスタや森林環境税の各種事業等において、環境団体の活動の場の提供や活動内容の情報発信・発表の機会を設けました。また、住みよい環境づくり推進員に対しては、年度初めに全地区で意見交換会を開催し、施策の取組みの啓発と合わせて意見をいただき施策に反映させました。	自然環境団体等連絡会議の様々な活動を通じて、各環境団体の活動をPRしてきました。また、各地区で行われる住みよい環境づくり推進員ブロック会議において、情報発信や意見交換を行いました。	各団体個別の環境保全活動を促すため、市の広報や公式HPはもちろん、SNSなどあらゆる情報ツールを活用してPRしていきます。	統合	15-3-2に統合
2-1-1	2	(2)	①	1		身近な生きものの調査の実施	市民や環境団体が参加する「市民生きもの調査隊」を編成し、身近な場所に生息している生きものについて調査を行い、その結果をもとに冊子「中津川市の生きもの」を作成します。	環境政策課	河川環境学習（カワゲラウォッチング）において、身近な川に生息している生き物調査を実施しました。	河川環境学習（カワゲラウォッチング）において、身近な川に生息している生き物調査を実施しました。	市民生きもの調査としては、河川環境学習における水生生物調査については実施できましたが、他の生きもの調査は未実施の状況です。また冊子「中津川市の生きもの」の作成については、調査や監修をお願いできる有識者が市内におらず、現時点で作成時期は未定です。	市民参加型の調査や冊子「中津川市の生きもの」の作成には植物・動物ともに多くの有識者や調査員の協力が必要となります。 まずは、計画後期において実施ができるよう、調査対象とする生き物や自然、また調査方法などを検討し、それに合わせて各有識者や専門家に相談しながら準備を進めていきます。	継続	
2-1-2	2	(2)	①	2		自然環境基礎情報調査の実施	自然環境に関する基礎情報を定期的に調査・整理するとともに、岐阜県GISマップへ生きものの分布状況等を随時登録し、自然環境の現状を把握します。	環境政策課	特定外来生物の分布状況について調査を行いました。	特定外来生物の分布状況について調査を行いました。	自然環境に関する基礎情報について、どのような内容で調査・整理するかは検討できていません。当市では、希少植物の自生地に関する調査や情報の整理に取組んでいますが、不特定多数の方が閲覧する岐阜県GISマップでの位置情報の管理に問題がないかどうかは検討が必要です。	希少植物の自生地などについては非公開がふさわしいものもあり、岐阜県GISマップでの管理は難しいのが現状です。また特定外来生物の分布などの位置情報の登録も検討したが自生地が多く、管理が難しいため、岐阜県GISマップの活用は断念することとし、廃止します。	廃止	
2-2-1	2	(2)	②	1		希少植物とその自生地の分布及び現状調査	保全すべき希少植物の分布状況と自生地の現状を調査し、マップやデータベースを作成します。 東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地調査を行い、保全方針を検討し、自生環境の改善に向けた取組みを推進します。	環境政策課	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施しました。今後10年程度調査を実施し、現状の把握を進めていきます。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施しました。開始から10年間程度の調査を実施し、現状の把握を進めていきます。	シデコブシ自生地の調査は進んでいます。今後継続的に状況を確認していくことが必要です。また、ハナノキや他の希少植物は今後本格的な分布調査が必要です。	希少植物調査は、自然保護活動の基礎となる重要な取組で今後も実施していきます。また、重要自生地では、天然記念物指定等も考慮し、詳細調査の実施も必要です。 なお、個別施策「天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査」は、計画見直しを機にこちらに統合し内容を拡充します。	変更	2-2-2、2-2-3を統合し、概要を変更 希少動植物の分布状況と自生地の現状を調査し、マップやデータベースを作成します。特にハナノキ・シデコブシなどの東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地を調査し、重要と判明した自生地は、天然記念物や自然環境保全地域の指定等も視野に詳細な調査を行います。また、既存の天然記念物などの現状調査も定期的実施し、保護や保存に取り組みます。 担当課を、環境政策課・文化振興課とする。
2-2-1	2	(2)	②	2		希少動物とその自生地の分布及び現状調査	大学や研究機関、環境団体などと連携し、絶滅危惧種などの希少な哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類等の分布状況と生息域の現状を把握する調査を実施し、その結果をまとめて基礎データとして蓄積します。	環境政策課	現状、取組み実績はありません。	現状、取組み実績はありません。	現時点では希少動物の保全に向けた調査を優先事項として取組んでおり、希少動物の調査はできていない状況にあります。 また、当市内においては希少動物に関する有識者や愛好家が少なく、幅広い分野と種に対応するためには、遠方の有識者に頼らざるを得ません。さらには、調査に関するノウハウがなく、当市として守るべき希少な動物類についての定義も定まっていない状況です。	取組としては重要と認識しており、継続して取組む予定です。今後は、調査の対象種や調査手法などを検討していきます。	継続	
2-2-2	2	(2)	②	3	A	天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査	既存の天然記念物や保存樹などの現状調査を定期的に実施し、保護・保存の取り組みに活かします。また、市民による保全の機運が高まっている種やその自生地については、天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。	文化振興課	指定天然記念物の一部に関し、巡視等を通じて現状確認した。垂洞のシダレモミ、坂本のハナノキ自生地、坂下のモミラン、会所沢のシデコブシ群生地、トチノキ及び寄生シダ類等の再生事業を実施しました。	指定天然記念物の一部に関し、巡視等を通じて現状確認した。坂本のハナノキ自生地の保全事業を実施しました。加子母のスキ、自生ヒトツバタゴの再生事業を実施しました。	関係団体の定期的な巡視結果も参考に、必要に応じて指定天然記念物の現状を調査、保存への取り組みに生かしています。	指定天然記念物の保存に必要な調査は今後も実施します。	統合	2-2-1に統合
2-2-3	2	(2)	②	3	B	天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査	既存の天然記念物や保存樹などの現状調査を定期的に実施し、保護・保存の取り組みに活かします。また、市民による保全の機運が高まっている種やその自生地については、天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。	環境政策課	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施しました。今後10年程度調査を実施し、現状の把握を進めていきます。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施しました。開始から10年間程度の調査を実施し、現状の把握を進めていきます。	希少植物の保全活動を行う環境団体と連携して、市民による保全の機運が高まっている種やその自生地の調査を行ってきました。	2-2-1「希少動植物とその自生地の分布及び現状調査」と内容的には重なることもあり、計画見直しを機にそちらへ統合します。	統合	2-2-1に統合
2-3	2	(2)	③	1		特定外来生物の分布調査	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハongoウオ等）や生態系被害防止外来種などの分布調査を推進します。	環境政策課	市内一斉清掃等での特定外来生物（植物）の駆除活動や委託業務による駆除事業を通じて、分布調査を進めています。	市内一斉清掃等での特定外来生物（植物）の駆除活動や委託業務による駆除事業を通じて、分布調査を進めています。	平成25年度以降、市民による情報提供や委託業務による分布調査を進めてきました。現在では市内全地区において概ねの分布状況を把握できたと認識しています。	現時点で把握できた分布箇所を分布図にまとめるとともに、経年で監視していくことで駆除活動の効果を検証していきます。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
3-1-1	2	(3)	①	1	A	希少動植物の重要自生地の保全活動（天然記念物を含む）	本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。また、遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めています。	文化振興課	現状、取組み実績はありません。	現状、取組み実績はありません。	シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴに関しては、現状、増殖活動や環境整備など文化振興課が主体となる保護増殖活動はありません。関係機関等の事業に対する調整や助言が中心となっています。	シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴに限らず、重要性・緊急性の高いものから優先的に指定天然記念物の再生・保全を推進していきます。	継続	
3-1-2	2	(3)	①	1	B	希少動植物の重要自生地の保全活動（天然記念物を含む）	本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。また、遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めています。	環境政策課	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、風倒木などの支障木の伐採を実施しました。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、風倒木などの支障木や湿地へ侵入する竹林の伐採を実施しました。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地は、国内最大級のハナノキの自生地であり、シデコブシなど他の希少植物も多く存在する、優れた湧水湿地であるが、開発や里地里山の放棄による危機にさらされており、人の手による手入れが必要となっています。また、市内には他にもシデコブシ等の大規模自生地が多くあり、それらの場所でも支障木伐採などを行う必要があります。	過去のシデコブシの分布調査などの結果をもとに、優れた自生地については環境団体や地域と協力して、支障木伐採などの保全活動を行っていきます。	継続	
3-1-3	2	(3)	①	2	A	天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全	市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。	文化振興課	現状、取組み実績はありません。	現状、取組み実績はありません。	指定天然記念物の保護団体の活動に対する支援を実施しています。今年、岩屋堂のハナノキ自生地を文化庁の調査官に見ていただきましたが、現状、直接指定に繋がるような調査実績はありません。	指定天然記念物の保護団体の活動に対する支援は今後も実施していきたいと思えます。岩屋堂のハナノキ自生地については、所有者の指定意志等、状況を注視していきます。なお、文化振興課では天然記念物のみ指定を行っており、個別施策のタイトルと概要を天然記念物指定のみの内容に変更します。	変更	個別施策タイトル「天然記念物の指定及び保全」 市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。
3-1-4	2	(3)	①	2	B	天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全	市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。	環境政策課	学術的にも希少な「岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地」については、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの将来的な指定を考慮し、自生地内での湧水湿地調査や、台風での風倒木の伐採に取り組みました。	学術的にも希少な「岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地」については、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの将来的な指定を考慮し、自生地内での湧水湿地調査や、台風での風倒木や湿地へ侵入する竹林の伐採に取り組みました。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地は、国内最大級のハナノキの自生地であり、シデコブシなど他の希少植物も多く存在する、優れた湧水湿地であるが、開発や里地里山の放棄による危機にさらされており、人の手による手入れが必要となっています。ここ以外にも、市内にはシデコブシ等の大規模自生地が多くあり、それらの場所でも支障木伐採などを行う必要があります。	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地など特に重要な自然環境を有する場所等については、天然記念物や自然環境保護地区などの指定を考慮した保全活動を継続して実施していきます。	変更	個別施策タイトル「自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全」 市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、自然環境保護地区、保存樹などへの指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。
3-2-1	2	(3)	②	1	A	特定外来生物（植物）の駆除活動の推進	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。 【率先的駆除対策の例】 ・特定外来生物駆除事業の推進 ・住民協働作業での駆除作業の推進 ・道路等の維持管理作業における駆除の実施	建設課	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、年1回の路肩の除草や公園の維持管理において実施しています。	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、年1回の路肩の除草や公園の維持管理において実施しています。	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、年1回の路肩の除草や公園の維持管理において実施しました。	特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。	継続	
3-2-2	2	(3)	②	1	B	特定外来生物（植物）の駆除活動の推進	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。 【率先的駆除対策の例】 ・特定外来生物駆除事業の推進 ・住民協働作業での駆除作業の推進 ・道路等の維持管理作業における駆除の実施	管理課	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路公園については、地域などの協力により維持管理において実施しています。	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路公園については、地域などの協力により維持管理において実施しています。	特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、路肩の除草や公園の維持管理において実施しました。	特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。	継続	
3-2-3	2	(3)	②	1	C	特定外来生物（植物）の駆除活動の推進	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。 【率先的駆除対策の例】 ・特定外来生物駆除事業の推進 ・住民協働作業での駆除作業の推進 ・道路等の維持管理作業における駆除の実施	環境政策課	岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業を活用し、特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除作業を実施しました。駆除作業箇所：54箇所（2,714 k g）	岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業を活用し、特定外来生物（オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ）の駆除作業を実施しました。駆除作業箇所：71箇所（2,786 k g）	H25年度以降、市民に対しては市内一斉清掃による駆除の協力を呼びかけています。現在ではかなり浸透し、多くの地区で駆除活動が行われました。また、委託業者による駆除も経年でっており一定の成果は得ました。しかし、国道内や私有地など、駆除できるヶ所にも限界があり、すべてのヶ所での駆除は難しいです。	特定外来生物（植物）の駆除は一朝一夕にはできないと認識しており、粘り強く駆除活動と呼びかけ、市民による自主的な活動として取組を広げていきます。今後は、各地区との連携を強化し、モデル的な駆除ヶ所を選定して重点的な駆除を推進します。	継続	
3-2-3	2	(3)	②	2		特定外来生物（動物等）の駆除活動の推進	特定外来生物のうち植物以外のもの（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫、魚類など）についての駆除活動を推進します。アライグマ、ヌートリアなどの害獣については捕獲の貸し出しや猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。ブラックバスやブルーギルなどの外来生物（魚類）については、県や水組合等と連携し、計画的な池干しを行うとともに、ため池に生息する生き物調査、外来生物の捕獲・駆除、放流防止対策などを実施します。またセアカゴケグモなど市内では未確認の特定外来生物についても周知活動と合わせて駆除対策を検討し、備えます。	環境政策課	アライグマとヌートリアについては、被害を受けている市民に対し捕獲権を貸し出し、駆除を推進しました。また、有害鳥獣対策室では、有害駆除隊員による駆除を行いました。ブラックバスやブルーギル、両生類については、農林整備課が岐阜県が行うため池の池干しに協力し、駆除を行いました。昆虫類については、特定外来生物と疑われる旨の市民からの情報提供に対応し監視するとともに、市公式HPでの啓発を行っています。 ・アライグマ駆除件数：6頭 ・ヌートリア駆除件数：2頭 ・ため池の池干箇所数：累計6ヶ所	アライグマとヌートリアについては、被害を受けている市民に対し捕獲権を貸し出し、駆除を推進しました。また、有害鳥獣対策室では、有害駆除隊員による駆除を行いました。ブラックバスやブルーギル、両生類については、農林整備課が岐阜県が行うため池の池干しに協力し、駆除を行いました。昆虫類については、特定外来生物と疑われる旨の市民からの情報提供に対応し監視するとともに、市公式HPでの啓発を行っています。 ・アライグマ駆除件数：23頭 ・ヌートリア駆除件数：1頭 ・ため池の池干箇所数：累計6ヶ所	アライグマは市民からの被害の声が多く、それに合わせて捕獲件数も増えている状況であり、市内での繁殖数の増加が懸念されます。また、最近では当市ではまだ発見されていないヒアリやアルゼンチンアリなどに関する市民の問い合わせもあり、市民の外来生物（動物）に対する関心や不安が高まっています。	アライグマの被害が今後増えていくことが推定される中、捕獲権を増やすなど、対策の検討が必要です。未確認の特定外来生物についても周知活動と合わせて、駆除対策を検討し、備えることが必要です。今後も、他自治体での対応事例や環境省・岐阜県との連携を密にして対策を進めていきます。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
3-3-1	2	(3)	③	1		鳥獣保護及び管理の推進	鳥獣保護管理法を適正運用し、県の実施する個体管理などへの協力をします。また、市内のニホンジカの被害状況を把握し、生息数が爆発的に増加する前に、ニホンジカの個体調整を検討します。	有害鳥獣対策室	・H30年度ニホンジカ個体数調整捕獲事業（県単）を実施し、計画頭数を捕獲しました。 【捕獲実績】70頭	・ニホンジカ個体数調整捕獲事業（県単）を年度当初から実施し、捕獲圧を高めました。 【捕獲目標】90頭	有害捕獲としての捕獲推進を図っているが、捕獲頭数が200頭以上で高止まりしており引き続き捕獲圧を高めていく必要があります。	市が行うニホンジカ個体数調整事業は、現在有害鳥獣駆除として実施していることから、今後は3-3「有害鳥獣駆除の実施」に統合し管理します。	統合	3-3-2に統合
3-3-2	2	(3)	③	2		有害鳥獣駆除の実施	農林業被害を受けた地域からの要請に応え、猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。有害鳥獣駆除隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。	有害鳥獣対策室	【捕獲実績】 イノシシ 685頭（H29：699頭） ニホンジカ 173頭（H29：148頭） ニホンザル 129頭（H29：43頭） 【育成補助実績】 2名（H29：4名）	【捕獲目標】 イノシシ 400頭（R1：250頭） ニホンジカ 250頭（R1：126頭） ニホンザル 70頭（R1：120頭） 【育成補助目標】 4名（R1：4名）	ニホンザル用大型囲いわなやカラス用大型檻の導入によって捕獲効率が向上し、被害が大きく軽減されました。鳥獣被害対策実施隊の育成では、4名が新規取得することができました。	個別の鳥獣に特化した捕獲を推進し、加害鳥獣を効果的かつ効率的に捕獲できる仕組みを確立していきます。	変更	3-3-1を統合し、概要を変更 防除しても鳥獣被害にあっている方からの捕獲要望に対し、鳥獣被害対策実施隊に出動を要請し、加害鳥獣の駆除を実施します。ニホンジカについては個体数調整事業を行うなど、増加する農業被害等の軽減を図ります。また、鳥獣対策を速やかに実施するため、鳥獣被害対策実施隊の隊員数が激減しないよう新規隊員を育成します。
3-3-3	2	(3)	③	3		農地等での有害鳥獣対策の推進	農地への有害鳥獣被害を防止するために、市民に対し、電気牧柵や防除柵などの設置に対する補助を実施します。また、有害鳥獣駆除隊員の育成に向け、狩猟免許や銃の所持に関する経費の補助を、市民や市職員を対象に実施します。	有害鳥獣対策室	有害鳥獣対策を実施しました。 【補助実績】 電気牧柵等 37件 644,900円 【育成補助実績】（再掲） 2名（H29：4名）	鳥獣の農地への侵入対策を実施します。 【補助目標】 電気牧柵等 25件 500,000円 （R1：25件 449,900円） 【育成補助目標】（再掲） 4名（R1：4名）	住民が主体となり、短期的な対策である電気牧柵と長期的対策の侵入防止柵を積極的に導入し、被害軽減効果がでています。銃免許の取得補助により、毎年新規免許取得者が鳥獣被害対策実施隊員に加わっています。	引き続き鳥獣被害にあいにくい地域づくりのため、侵入防止柵を積極的に導入していきます。	変更	鳥獣被害にあいにくい地域づくりのため、電気牧柵等の設置に対する補助の実施や、国の交付金を活用し、地域を大きく囲う形での侵入防止柵の設置を推進します。
3-4-1	2	(3)	④	1	A	里地里山の保全と活用	人の手がつかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につながるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。	林業振興課	地域の団体が、自ら地域の里山を整備する活動への補助を実施しています。また、森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し、地域の団体自らが里山の整備及び利活用を行う取組に対し支援を行っています。	地域の団体が、自ら地域の里山を整備する活動への補助を実施しています。また、森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し、地域の団体自らが里山の整備及び利活用を行う取組に対し支援を行っています。	市補助金や森林山村多面的機能発揮対策事業により、地域の団体が積極的に整備を行っています。	地元団体に補助金を活用していただき、里山の整備を推進します。	継続	
3-4-2	2	(3)	④	1	B	里地里山の保全と活用	人の手がつかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につながるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。	農業振興課	耕作放棄がされている農地には、高齢等の理由で所有者が耕作できないところも多くあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査結果の検証を行いました。	耕作放棄がされている農地には、高齢等の理由で所有者が耕作できないところも多くあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査結果の検証を行いました。	現状の把握については毎年実施しています。	耕作放棄がされている農地には、高齢等の理由で所有者が耕作できないところも多くあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査結果の検証を実施していきます。	継続	
3-4-3	2	(3)	④	2		森林整備の推進	国や県などの補助事業を活用し、民有地の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水を涵養する水源林等の整備、野生鳥獣被害の軽減や地域住民の生活の向上を図るための里山林の整備の活用を進めていきます。また、自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混交林等を増やしていくことで森林の生態系サービスを高めます。	林業振興課	森林の持つ公益的機能の維持向上を目指し、県森林環境税の環境保全整備事業等を活用し、間伐事業に取り組みしています。また、野生鳥獣被害や地域住民の生活の向上を図るため里山林の整備に取り組んでいます。	森林の持つ公益的機能の維持向上を目指し、県森林環境税の環境保全整備事業等を活用し、間伐事業に取り組みしています。また、野生鳥獣被害や地域住民の生活の向上を図るため里山林の整備に取り組んでいます。また、森林環境税と税を活用し手入れが行き届いていない森林の整備に取り組んでいます。	国、県補助金や森林環境税と税を活用し、里山の整備を行いました。	国、県補助金や森林環境税と税を活用し、里山の整備を行います。	継続	
3-4-4	2	(3)	④	3		環境配慮型農業の推進	化学合成農薬や化学肥料を一定以上低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら推進します。 【取組み例】 ・環境保全型農業推進事業（農林水産省） ・ぎふクリーン農業推進事業（岐阜県）	農業振興課	環境配慮型の農業を推進しました。 【補助実績】 ・環境保全型農業推進事業（農林水産省） 1件 ・ぎふクリーン農業推進事業（岐阜県） 0件	環境配慮型の農業を推進しました。 【補助実績】 ・環境保全型農業推進事業（農林水産省） 1件 ・ぎふクリーン農業推進事業（岐阜県） 0件	引き続き環境配慮型の農業を推進していますが、近く県の制度改正も予定されているため、動向を注視する必要があります。	岐阜県GAPが岐阜清流GAPに移行されることに伴いぎふクリーン農業推進事業が廃止となりますが、引き続き環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら推進します。	変更	化学合成農薬や化学肥料を一定以上低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら推進します。
3-4-5	2	(3)	④	4	A	優良農地の確保に向けた取組みの推進	耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業（障害物除去、深耕、整地、土地改良等）や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。 【取組み例】 ・耕作放棄地再生利用交付金事業（農林水産省） ・多面的機能支払交付金事業（農林水産省）	農業振興課	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 【補助実績】 ・1件 10a 1,206千円（H29：0件） ※トマトハウス用地整備	実施なし	高齢化等に起因して、耕作を継続出来ない農業者が増え、耕作放棄地の増加が懸念されます。一方で耕作放棄地再生を地域を挙げて取り組む計画があり、検討会に参加して情報提供等を行っています。	耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業（障害物除去、深耕、整地、土地改良等）や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。	継続	
3-4-6	2	(3)	④	4	B	優良農地の確保に向けた取組みの推進	耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業（障害物除去、深耕、整地、土地改良等）や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。 【取組み例】 ・耕作放棄地再生利用交付金事業（農林水産省） ・多面的機能支払交付金事業（農林水産省）	農林整備課	多面的機能支払交付金事業 【補助実績】 ・取組組織：44組織（H29：43組織） ・取組面積：1,339ha（H29：1,319ha） ・90,537千円（H29：78,784千円）	多面的機能支払交付金事業 【補助実績】 ・取組組織：41組織（H30：44組織） ・取組面積：1,344ha（H30：1,339ha） ・99,135千円（H30：90,537千円）	毎年度60haを超える荒廃農地の抑制につながっており、更に農地の維持、農業施設の安全管理等農村環境の向上を図っています。また、地域住民と農業者との交流や、農村文化の継承など幅広い活動内容から、地元根付いた農業者の育成、農業の発展に寄与しています。	今後農業者の高齢化や過疎化に伴う集落機能の低下が叫ばれる中、この事業により農業の継続を可能にするため、国の事業に連携して継続して事業に取り組んでいきます。	継続	
3-4-7	2	(3)	④	5		河川や田園集落と調和した景観の形成	3,000㎡以上の開発行為に対して、開発時に届出義務を課し、道路等の公共空間との境界部分に緑化の規制を設定します。	都市建築課	【届出数】 ・5件（参考：H29年度 0件）	【届出数】 ・0件（参考：H30年度 5件）	周辺環境に大きな影響を及ぼす開発に対し緑化の規制を設定することで、周辺環境と調和した景観形成が図られています。	3,000㎡以上の開発については引き続き公共空間との境界部分に対する緑化の規制を設け、周辺環境との調和を図ります。	継続	
4-1-1	2	(4)	①	1		里地里山や清流の恵みの有効利用の促進	里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発をブランド化の推進を図ります。	林業振興課 農業振興課	森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域の団体が里山整備の実施や薪炭材等への利活用に取り組んでいます。また、当事業のPRを行い、事業実施団体への支援を行っています。	森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域の団体が里山整備の実施や薪炭材等への利活用に取り組んでいます。また、当事業のPRを行い、事業実施団体への支援を行っています。	森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域の団体が里山の整備や薪炭材等の利活用を行っていますが、ジビエや川魚、特産林産物等のブランド化については行っていません。	里山整備、薪炭材の利活用を推進します。	変更	里地里山の小径木、短尺材などの薪炭材などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発をブランド化などの推進を図ります。
4-1-2	2	(4)	①	2	A	産直住宅の建設促進	地域材の利用を促進するため、市内産直住宅が行う、地域材を使った産直住宅建設と普及啓発に対する補助を行います。また、自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた産直住宅の研究開発や普及に向けた取組みを進めます。	林業振興課	地域産材の利用促進のため、地域産材を使って建設された産直住宅に対し補助を行っています。	地域産材の利用促進のため、地域産材を使って建設された産直住宅に対し補助を行っています。	年間50棟程度に対し補助を行っており、地域産材の使用を促進しています。	今後も補助を継続し、地域産材の利用を促進します。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
4-1-3	2	(4)	①	2	B	産直住宅の建設促進	地域材の利用を促進するため、市内産直住宅が行う、地域材を使った産直住宅建設と普及啓発に対する補助を行います。また、自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた産直住宅の研究開発や普及に向けた取組みを進めます。	環境政策課	住宅用太陽光設置に関する補助制度を実施し、住宅用太陽光の普及促進を図りました。 【実績】 65件	住宅用太陽光設置に関する補助制度を実施し、住宅用太陽光の普及促進を図りました。 【実績】 32件 174.25kw	エコ住宅の観点から太陽光発電・薪ストーブなどの補助金交付などに取組んでおり、いずれも着実に件数を伸ばしています。	エコ住宅にも資する機器の導入として太陽光発電や薪ストーブの補助金交付に取組んでいます。住宅への再生可能エネルギーの普及は自然環境保全ではなく地球温暖化対策としての要素であるため、この個別施策の担当課からは環境政策課を外します。	統合	4-1「産直住宅の建設促進」の担当課から環境政策課を削除
4-1-4	2	(4)	①	3		公共施設等での木質化や緑化の推進	公共施設や学校等における新築や増改築、備品等の導入などの際には、施設の木質化や内装木質化を検討するとともに、木製品の活用に努めます。また、敷地内の緑化を進めるなど自然と調和した環境配慮型の公共施設を目指します。	資産経営課	6月に花飾りボランティアを行い、各事務所やにぎわいプラザや消防他へ花の苗を配布し、施設周辺の緑化推進を行いました。また、屋外喫煙場所のパーテーションには間伐材を使用しました。	6月に花飾りボランティアを行い、各事務所やにぎわいプラザや消防他へ花の苗を配布し、施設周辺の緑化推進を行いました。	花の苗を配布し、施設周辺の緑化推進を行いました。	木製品の活用ができる範囲では木製品を活用していきます。また、敷地内の緑化を進めるため今後も引き続き花飾りを行います。	継続	
4-1-5	2	(4)	①	4		木材の搬出促進（8-1と重複）	山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環型利用を促進します。	林業振興課	資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助を行っています。	資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助を行っています。	年間100t程度の未利用材の搬出実績があります。	今後も引き続き補助を実施していきます。	統合	8-1-11に統合
4-2-1	2	(4)	②	1	A	エコツーリズムの推進	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組み作り、プロモーション等に取り組みします。	観光課	・経川地区においてH31年開催のONSN・ガストロノミーウォーキングによる地域活性化事業を開催支援をしました。 ・付知町まちづくり協議会が実施する付知町地区におけるサイクリングを活用した地域活性化事業の支援をしました。 ・市内の体験型観光を紹介した「中津川市体験手帖」を発行しました。	・経川地区においてONSEN・ガストロノミーウォーキングin中津川の開催を支援し、県内外からの参加者330名が当市の自然・歴史・文化・食を体験しました。 ・付知町まちづくり協議会が実施する付知町地区におけるサイクリングを活用した地域活性化事業を支援をし、サイクリングマップの作成等受け入れ環境の整備を図りました。	史跡や宿場を巡るガイドツアーや自然の中でのウォーキングやサイクリングなどのアクティビティ、地場産産に触れるものづくり、味覚狩りなど数多くの体験プログラムを完成してきました。また、それらをパンフレットにまとめ、旅行者に提供することができるようになり、体験型観光の定着が見られます。	引き続き個々の体験プログラムの造成、プロモーションに取組むとともに、それら体験プログラムを結び付けるエコツーリズムのモデルコースを設定、紹介することで、周遊・滞在・宿泊型観光に繋がっていきます。	変更	地域団体や環境団体、観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組み作り、プロモーション等に取り組みします。
4-2-2	2	(4)	②	1	B	エコツーリズムの推進	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組み作り、プロモーション等に取り組みします。	農業振興課	実施なし	実施なし	具体的な実施はありませんが、アグリツーリズムの実施などエコツーリズムと関連する取組について検討する余地があります。	今後はアグリツーリズムなども踏まえ、必要に応じて観光や林業部門と連携して取組みます。	継続	
4-2-3	2	(4)	②	1	C	エコツーリズムの推進	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組み作り、プロモーション等に取り組みします。	林業振興課	観光課による裏木曾ヒノキ備林ガイドツアーの周知に努めています。	観光課による裏木曾ヒノキ備林ガイドツアーの周知に努めています。	都市部の住民を対象とした裏木曾ヒノキ備林の見学等を支援しました。	今後も都市部の住民を対象とした裏木曾ヒノキ備林の見学等の支援を行っていきます。	継続	
4-2-4	2	(4)	②	1	D	エコツーリズムの推進	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組み作り、プロモーション等に取り組みします。	環境政策課	環境団体により、自然体験、環境保全活動の実施が取り組まれました。	自然環境団体等連絡会議に参加する環境団体により、エコツーリズムなどにも通じる自然体験、環境保全活動の実施が取り組まれました。	岐阜県森林環境基金事業を活用した市民体験講座（ツリークライミング等）を実施するなど、自然環境団体等連絡会議の参加団体が、エコツーリズムにつながる活動を行っています。	今後もエコツーリズムなどにも通じる自然体験、環境保全活動を、岐阜県森林環境基金事業などを活用し、自然環境団体等連絡会議と連携して取組みます。	継続	
4-2-5	2	(4)	②	2	A	エコツーリズムのガイドの養成	環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	観光課	馬籠宿および苗木城跡におけるボランティアガイド養成講座を開催し、14名の参加がありました。	苗木城跡におけるボランティアガイド養成講座を開催し、3名の参加がありました。なお、別に中山道におけるボランティアガイド養成講座の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりました。	地域や施設に対してガイド組織の発足を支援したり、ガイド養成講座を継続的に実施した結果、ガイド数は順調に増加し、旅行者の受け入れ態勢が整ってきています。	既存のガイド組織においては新しい担い手の確保を図ります。また付知峡などガイドが存在していないエリアもあることから、新しいガイド組織の設立を支援します。	変更	地域団体や環境団体、観光事業者、農家等と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。
4-2-6	2	(4)	②	2	B	エコツーリズムのガイドの養成	環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	農業振興課	実施なし	実施なし	ツアーの実施支援は可能であるがガイドの養成は行っていません。	ツアーガイドの養成は農業振興課では実施しておらず、今後も予定がないため、担当課から農業振興課を外します。	統合	4-2「エコツーリズムのガイドの養成」の担当課から農業振興課を削除
4-2-7	2	(4)	②	2	C	エコツーリズムのガイドの養成	環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	林業振興課	裏木曾古事の森育成協議会による裏木曾古事の森ウォーキングガイドツアーの周知に努めています。	裏木曾古事の森育成協議会による裏木曾古事の森ウォーキングガイドツアーの周知に努めています。	ツアーの実施支援は行っているがガイドの養成は行っていません。	ツアーガイドの養成は農業振興課では実施しておらず、今後も予定がないため、担当課から農業振興課を外します。	統合	4-2「エコツーリズムのガイドの養成」の担当課から林業振興課を削除
4-2-8	2	(4)	②	2	D	エコツーリズムのガイドの養成	環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	環境政策課	環境団体が中心となり、将来的にネイチャーガイドとなりうる人材の発掘を行っています。	環境団体が中心となり、将来的にネイチャーガイドとなりうる人材の発掘を行っています。	自然環境団体等連絡会議において各環境団体等の構成員などを中心にネイチャーガイドの育成に資する講座などを実施しており、少しずつだがネイチャーゲームなどのスタッフとして対応できる方が出てきました。	引き続き自然環境団体連絡会議の所属団体によるネイチャーガイド育成などの活動を岐阜県森林環境基金事業のメニューに絡めて支援していきます。	継続	
4-2-9	2	(4)	②	3	A	木曾川流域における自治体連携・交流の強化	木曾川流域の自治会等により組織される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業との協働による生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。また、本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。	林業振興課	流域自治会の開催イベントに参加し森林文化や森林利用の必要性を都市部住民に対しPRしています。	流域自治会の開催イベントに参加し森林文化や森林利用の必要性を都市部住民に対しPRしています。	流域自治会の開催イベントに参加し森林文化や森林利用の必要性を都市部住民に対しPRしました。	引き続きPRを実施します。	継続	
4-2-10	2	(4)	②	3	B	木曾川流域における自治体連携・交流の強化	木曾川流域の自治会等により組織される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業との協働による生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。また、本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。	環境政策課	「木曾三川流域自治体会議」に参加し、流域圏の自治体連携および強化、さらには経済交流を進めています。	「木曾三川流域自治体会議」に参加し、流域圏の自治体連携および強化、さらには経済交流を進めています。	木曾三川流域自治体会議は、木曾川流域の河川環境の保全を目的とする各自治体の連携の場であり、当市としても参加しています。	木曾川流域の自治体の一つとして、引き続き各自治体との連携を深め、取組を推進することが重要であり、今後も参加していきます。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
4-2-11	2	(4)	②	4		姉妹都市や交流都市などの交流の推進	姉妹都市や交流都市と自然環境をテーマにした交流を推進します。特に、苗木地区の野外教育センター（キャンプ場）における名古屋市子どもたちとの交流やなご環境大学を通じた名古屋市民との交流などを環境団体と連携して推進します。	環境政策課	交流都市間で、山や海といったそれぞれで普段体験できない自然環境を子ども達に体験する機会が設けられています。	交流都市間で、山や海といったそれぞれで普段体験できない自然環境を子ども達に体験する機会が設けられています。	名古屋市の子どもたちによる苗木野外教育センターでの自然体験学習や蛭川地区と長崎県対馬市とのヒトツバゴによる姉妹都市交流など、自然環境に絡めた地域交流が行われています。	姉妹都市交流や都市間交流は環境のみならず様々な分野にまたがる重要な取組であり継続して取組みます。	継続	
4-3-1	2	(4)	③	4		自然公園等の管理と活用	市内に3つある県立自然公園（胞山、裏木曾、恵那峡）の管理と保全を行い、観光分野での活用を進めます。特に、胞山県立自然公園では、三菱電機中津川製作所・根の上高原観光保勝会・市の三者が連携し、「根の上高原 生きた自然公園づくり協定」に基づく整備作業を実施します。	観光課	胞山県立自然公園においては継続して「根の上高原生きた自然公園づくり協定」による整備作業、子供たちへの自然体験などを年に3回行っています。10年間で延べ1000人以上のボランティアの方々に参加いただきました。	胞山県立自然公園においては継続して「根の上高原生きた自然公園づくり協定」による整備作業、子供たちへの自然体験などを年に3回行っています。10年間で延べ1000人以上のボランティアの方々に参加いただきました。	県立自然公園の保全を図りながら、登山道や案内看板を整備し、山岳観光の振興を図ってきました。それぞれのエリアは身近な自然公園として、一年を通して市民の憩いの場となっています。	自然公園等屋外の観光資源はコロナ禍において三密を回避できるスポットとして注目されています。安全安心に利用していただけるよう、自然の保全と施設の維持管理に努めます。	継続	
4-3-2	2	(4)	③	1	A	自然体感型施設等の利用促進	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、自然観察会など、体験型教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	鉱物博物館	自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催しました。 【開催実績】 ●教室・ワークショップ 計52回開催 1,250人参加 ・こもり山プロジェクト 4回 延べ91人 ・はじめのいっぽ～夜明けの森親子自然楽習～ 8回 延べ217人 ・ネイチャーゲーム 1回 84人 ・夜の森にいらっしやい！ナイトハイクツアー 1回 13人 ・阿寺断層 見て歩き 1回 7人 ・ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回 13人 ・星空観察会（鉱物博物館・子ども科学館共同企画） 1回 71人 …など ●企画展 ・第22回 2016年熊本地震 活断層に備えよう ・村上康成『石のきもち』絵本原画 展 ・第23回 まあるい石のひみつ ●私の展示室 ・第38回 ナキウサギ写真展	自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催しました。 【開催実績】 ●教室・ワークショップ 計52回開催 1,452人参加 ・夜明けの森こもり山プロジェクト 4回 延べ126人 ・はじめのいっぽ～夜明けの森親子自然楽習～ 8回 延べ183人 ・ネイチャーゲーム（教室） 2回 56人 ・夜の森にいらっしやい！ナイトハイクツアー 1回 14人 ・ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回 52人 ・森の木の実でリースづくり 1回 20人 …など ●企画展 ・夏休み企画 長島鉱物コレクション展 ・第24回 南極の石ー太古の地球をのぞく ・第25回 日本列島大分析！元素で見る『地球化学図』 ●私の展示室 ・第38回 ナキウサギ写真展 『きみは岩場の天使』	鉱物博物館では、自然にかかわる教室・ワークショップや企画展示を継続して実施してきました。多くの方が参加・観覧を通して自然に親しみ、理解を深める場を提供しています。	鉱物博物館は、今後も自然誌系博物館として「夜明けの森こもり山プロジェクト」などの自然体験教室を実施するとともに、様々な企画展を通して、自然への親しみや理解、科学的探究心の醸成を図っていきます。	継続	
4-3-3	2	(4)	③	1	B	自然体感型施設等の利用促進	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	観光課	根の上高原では、春のつつじまつりを行い自然と触れ合う機会を設けています。椈の湖ではカヤック体験が行われているなど、体験型観光を通して市内の自然体感型施設の利用促進を図っています。	根の上高原では、春のつつじまつりにおいてサイクリングやオリエンテーリングが実施されたほか、年間を通じてのこ教室や自然観察会自然と触れ合う機会を設けています。椈の湖や高峰湖のカヤック体験など、体験型観光を通して市内の自然体感型施設の利用促進を図っています。	豊かな自然を活用した自然体感型施設は当市の重要な観光資源であり、利用の促進を図ってきた。これら施設等は当市の観光に寄与しています。	豊かな自然は当市の大きな魅力であるとともに、自然体感型施設等はコロナ禍においては密を避けられる比較的安全なスポットとして注目されていることから、今後も積極的な利用を促進します。	継続	
4-3-4	2	(4)	③	1	C	自然体感型施設等の利用促進	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	農業振興課	実施なし	実施なし	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	必要に応じて観光や林業部門と連携し、引き続き取組みます。	継続	
4-3-5	2	(4)	③	1	D	自然体感型施設等の利用促進	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	林業振興課	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	夜明けの森は自然体感型施設や環境教育の場として活用されており、遊歩道の整備は効果的です。	今後も夜明けの森内の遊歩道を整備し、自然体感型施設や環境教育の場としての利用を促進します。	継続	
4-3-6	2	(4)	③	1	E	自然体感型施設等の利用促進	自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	環境政策課	市民に自然を身近に感じてもらう自然体験や環境学習を環境休み子ども講座として境団体の協力を得ながら進めています。 【開催実績】 以下の3講座 ・親子で学ぼう ・中津川市の川の水質と環境（四ツ目川） ・親子で体感、樹上の世界！ ・ツリークライミング体験会（夜明けの森） ・森のめぐみで夏休みの作品作り（栗くり工房）	市民に自然を身近に感じてもらう自然体験や環境学習を森林環境基金事業において環境団体の協力を得ながら進めました。 【開催実績】 以下の4講座 ・アマゴ釣り体験会、釣り教室（四ツ目川） ・親子で学ぼう ・中津川市の川の水質と環境（中津川） ・もったいな市活動報告講座（都市緑地公園） ・竹林整備体験3回（北部体育館、落合公民館、坂本公民館）	自然観察やネイチャーゲーム、木育などに関わる方の指導者講習会や、子供たちへの環境学習などで自然体感型施設の利用も行っています。	根の上高原や夜明けの森、夕森公園など自然体験学習のフィールドとして生かせる場所は市内に多くあるため、積極的に活用していきます。	継続	
5-1-1	3	(1)	①	1		ごみの減量化の普及啓発	ごみ関連の情報を多様な方法で周知を図り、ごみ減量の意識向上を図ります。	環境政策課	「環境フェスタ中津川」にてごみ減量についての情報展示を実施しました。広報紙への掲載や雑誌回収及び衣類回収、刈草堆肥事業による堆肥の配布などについて、全戸回覧を行い、ごみ減量の意識向上を図りました。	「環境フェスタ中津川」にてごみ減量についての情報展示を実施しました。広報紙への掲載や雑誌回収及び衣類回収、刈草堆肥事業による堆肥の配布などについて、全戸回覧を行い、ごみ減量の意識向上を図りました。	ごみ処理手数料の導入に際し、ごみ減量の必要性を市民へ様々な形で普及啓発を実施し、ごみ排出量の削減につながりました。	引き続き、ごみ減量の普及啓発を実施し、一層のごみ減量に向けた動きを推進します。	継続	
5-1-2	3	(1)	①	2		住み良い環境づくり推進員との連携（7-3と重複）	住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。	環境政策課	住みよい環境づくり推進員代表者ブロック会議を開催し、推進員の活動やごみ減量の取組みについて周知しました。	住みよい環境づくり推進員代表者ブロック会議を開催し、推進員の活動やごみ減量の取組みについて周知しました。	住み良い環境づくり推進員会議を開催し、推進員の活動や環境、ごみ情報の周知を実施しました。住み良い環境づくり推進員を中心に市内一斉清掃を年2回実施し、住み良い環境づくりを進めました。	住み良い環境づくり推進員制度は当市特有の優れた取組であり、地域と連携した環境美化やごみの減量化の取組などを推進するためには必要不可欠なものであります。今後も推進員と連携し、環境政策を推進します。	継続	7-3-2を統合
5-1-3	3	(1)	①	3	A	事業者に向けた普及啓発	事業者ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。	環境センター	事業者ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の啓発を行いました。	事業者ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の啓発を行いました。	事業者ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の啓発を行いました。	事業者ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の啓発を行います。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
5-1-4	3	(1)	①	3	B	事業者に向けた普及啓発	事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。	環境政策課	当該年度は取組み実績がないため、今後作成・配布を検討していきます。	当該年度は取組み実績がないため、今後作成・配布を検討していきます。	取組実績はありません。	市内の排出事業者に対し、ごみ減量の取り組みを調査し、他事業者へ情報提供を行います。	継続	
5-1-5	3	(1)	①	4		事業系ごみの排出管理の推進	大量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量や再生利用などに関する計画書の提出を求め、排出管理と必要な指導を行います。	環境センター	大量にごみを排出する事業者に対し、廃棄物排出・処理計画書を提出させ、排出管理と指導を行いました。	大量にごみを排出する事業者に対し、廃棄物排出・処理計画書を提出させ、排出管理と指導を行いました。	大量にごみを排出する事業者に対し、廃棄物排出・処理計画書を提出させ、排出管理と指導を行いました。	大量にごみを排出する事業者に対し、廃棄物排出・処理計画書を提出させ、排出管理と指導を行います。	継続	
5-2	3	(1)	②	1		ごみ処理手数料有料化の導入	ごみ減量対策として効果がある「ごみ処理手数料の有料化」導入を進めます。	環境政策課	「ごみ処理手数料の有料化」制度の導入は平成29年度に実施済みです。	「ごみ処理手数料の有料化」制度の導入は平成29年度に実施済みです。	平成29年度に「ごみ処理手数料有料化」の導入を実施しました。	平成29年度に「ごみ処理手数料有料化」の事業が開始されましたので、個別施策としては完了となります。	完了	事業完了
5-3	3	(1)	③	1		市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取り組みの推進	毎年「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組み等を検討し、提案された施策を推進します。	環境政策課	ごみ減量検討市民会議を開催し、ごみ処理有料化開始から1年経過したことを受け、中津川市の廃棄物とリサイクルの現状について報告しました。	ごみ減量検討市民会議を開催し、ごみ処理有料化開始から2年経過したことを受け、中津川市の廃棄物・リサイクル施策の現状について報告し、また一般廃棄物処理基本計画の改定案について意見をいただきました。	「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催。廃棄物・リサイクル施策の現状を報告し、意見の施策への反映を図っています。	「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組み等を検討し、提案された施策を推進します。	継続	
5-4-1	3	(1)	④	1		食品ロス削減の普及啓発	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課	広報紙にて、食品ロス削減の普及啓発を行いました。	広報紙にて、食品ロス削減の普及啓発を行いました。（広報10月号回覧チラシ）	広報誌にて、食品ロスの削減の普及啓発を実施しました。また、環境センターにおいて、食品ロスにつながるやすい食材を使用した料理教室を実施しました。	食品ロスへの関心、意識向上を図り、生ごみの発生抑制を進めます。	継続	
5-4-2	3	(1)	④	2		ダンボールコンポスト等の普及推進	生ごみを堆肥化するダンボールコンポストなど家庭において堆肥化するための多様な処理方法の普及を推進し、ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課	「環境フェスタ中津川」において、ダンボールコンポストの普及を推進しました。	「環境フェスタ中津川（11/2）」において、ダンボールコンポストの普及啓発と販売を行いました。生ごみの減量については広報7月号にて記事を掲載し啓発しています。	「環境フェスタ中津川」において、ダンボールコンポストのPRを実施しました。	ダンボールコンポストだけでなく、生ごみの堆肥化につながる取組全般について、普及啓発を進めます。これを考慮し、個別施策のタイトルを変更します。	変更	個別施策タイトルを「生ごみの堆肥化に関する普及啓発」に変更
5-5-1	3	(1)	⑤	1		レジ袋削減の取組みの推進	中津川市レジ袋有料化推進協議会の提起により、平成20年10月から参加事業者（店舗）においてレジ袋の有料化を実施し、省資源とごみ減量化を推進しています。取組みの継続と事業者の参加拡大を進めます。	環境政策課	マイバックの利用及びレジ袋の削減について啓発を行いました。また、参加事業者において、レジ袋の有料化を実施していただいております。	マイバックの利用及びレジ袋の削減について啓発を行いました。また、参加事業者において、レジ袋の有料化を実施していただいております。	「容器包装リサイクル法」の省令改正により、令和2年7月より全国的に小売業者等のレジ袋有料化が義務付けられました。	法律により小売業者等のレジ袋有料化が義務付けられたことを受け、レジ袋削減に向けたマイバックの普及に向けた取組や啓発などを行ってまいります。	変更	国によるレジ袋有料化の義務付けに伴い、マイバック等の普及やレジ袋などのプラスチックごみの削減に関する啓発活動を行います。
5-5-2	3	(1)	⑤	2		代替商品の選択の普及啓発	容器包装廃棄物の削減のため、市民や販売事業者に対して代替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図ります。	環境政策課	ごみ減量施策として、代替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図りました。	ごみ減量施策として、代替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図りました。	広報誌にて、ごみ減量施策として、代替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図りました。	容器包装廃棄物の削減のため、市民や販売事業者に対して代替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図ります。	継続	
6-1-1	3	(2)	①	1		集団資源回収奨励金制度の実施	集団資源回収活動を活発に継続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課	資源回収奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図りました。 【回収実績】 3,061 t	資源回収奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図りました。 【回収実績】 2,929 t	集団資源回収活動を活発に継続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。経路のデジタル化や民間のリサイクル施設の設置により民間資源回収量は新聞紙を顕著として減少傾向にあります。	集団資源回収活動を活発に継続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。依然として、ごみ排出量における紙、布類の占める割合は高いため、特に雑紙のリサイクルの意識向上を図ります。	継続	
6-1-2	3	(2)	①	2		リサイクルボックスの利用促進	各地域の資源回収の拠点となるリサイクルボックスを計画的に整備するとともに、有効に利用されるよう啓発を行い、リサイクルの推進を図ります。	環境政策課	資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルボックスの利用啓発、推進を図りました。	資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルボックスの利用啓発、推進を図りました。	各地域管理のリサイクルボックスにも集団資源回収奨励金制度を活用し、地域の資源回収の利用啓発、推進を図りました。	各地域の資源回収の拠点として、リサイクルボックスの利用促進を図ります。	継続	
6-1-3	3	(2)	①	3		使用済製品等の店頭回収の促進	販売店による使用済製品等の回収を促進し、利便性に配慮した効率的な資源回収を進め、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課	事業者において、店頭にて使用済製品等の回収が実施されています。	事業者において、店頭にて使用済製品等の回収が実施されています。	販売店にて使用済製品等の店頭回収が実施されています。市民に情報提供し、店頭回収の促進を図ります。	販売店による使用済製品等の回収情報を市民に情報提供し、店頭回収の促進を図ります。	変更	販売店による使用済製品等の回収を促進するため、事業協力制度を設け市民への情報提供を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。
6-2-1	3	(2)	②	1		カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収	カン類・ビン類・ペットボトル類を分別して回収資源として再生利用につなげます。	環境センター	カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収を行い、資源として再生利用につなげました。	カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収を行い、資源として再生利用につなげました。	カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収を行い、資源として再生利用につなげました。	引き続きカン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収を行い、資源として再生利用に一層つなげます。	継続	
6-2-2	3	(2)	②	2		雑がみの回収	雑がみを資源としてリサイクルしていく効果的かつ効率的なシステムをつくり、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課 環境センター	中津西地区・福岡地区の一部において、雑がみ回収を実施しました。 【回収実績】 約3 t回収	中津西地区・福岡地区の一部において、雑がみ回収を実施しました。 【回収実績】 約2.7 t回収	一部地域にて雑がみの回収を実施しました。また、雑がみの周知を実施しました。	依然として、燃えるごみにおける割合の高い紙のリサイクルを促進を図るため、雑がみの出し方の普及啓発を進めます。	変更	雑がみの資源としての意識向上、普及啓発を図り、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。
6-2-3	3	(2)	②	3		衣類・布類の回収	衣類・布類を資源としてリユース（再使用）またはリサイクル（再生利用）し、ごみ減量化を図ります。	環境政策課 環境センター	衣類・布類を資源として年に3回拠点回収または環境センターでは常時回収を実施し、ごみ減量化を図りました。 【回収実績】 約43t回収	衣類・布類を資源として年に3回拠点回収または環境センターでは常時回収を実施し、ごみ減量化を図りました。 【回収実績】 約46t回収	衣類、布類の拠点回収を実施し、ごみ減量化を図りました。	依然として、燃えるごみにおける割合の高い布類のリサイクルを促進し、ごみの減量化を図ります。	継続	
6-3-1	3	(2)	③	1		新リサイクルセンターの充実した活用	旧資源センターの老朽化及び市民や事業者の利便性向上のため、平成28年に建設した「リサイクルセンター」を新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、サービスを充実し、市民、事業者の利用を促進します。	環境センター	新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、選別および処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。	新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、選別および処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。	新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。	引き続きリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ります。	継続	
6-3-2	3	(2)	③	2		使用済小型家電の資源化	使用済小型電子機器に利用されている希少金属などの資源の確保とその再資源化を促進するため、回収・資源化に向けた最適なシステムを検討し実施します。また、令和元年11月から民間事業者と協定を締結し、宅配微運回収をはじめました。	環境センター	使用済小型電子機器類から金属類を回収し再資源化を行いました。	使用済小型電子機器類の破碎残渣から金属類を回収し再資源化を行いました。	使用済小型電子機器類の破碎残渣から金属類を回収し再資源化を行いました。	使用済小型電子機器類の破碎残渣から金属類を回収し再資源化を行います。	変更	担当課に「環境政策課」を加え、概要に「宅配便回収による資源化を推進します。」を加えます。
6-3-3	3	(2)	③	3		大型ごみのリユース販売の実施	大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を安い価格で展示販売し、ごみの減量につなげます。また、市民や団体等との協働により、修理や販売、運営業務の安定化を目指します。	環境センター	大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を展示販売しました。	大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を展示販売しました。	大型ごみとして出された家具等を整備し展示販売することにより、ごみの減量を行うことができました。	ごみとして出された家具等の再利用を行い、ごみの減量につなげます。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
6-3-4	3	(2)	③	4		不用品紹介制度の検討	市民が不用となったもの、譲ってほしいものをそれぞれ登録し紹介する「不用品紹介制度」の検討を進めます。	環境センター	今後、制度の検討を進めていきます。	今後、制度の検討を進めていきます。	「不用品紹介制度」の検討を行いました。	「不用品紹介制度」の検討を行います。	継続	
7-1-1	3	(3)	①	1		ごみ処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、ダイオキシン類などの排出濃度の常時監視と適正な焼却管理や焼却灰の処分、ごみの受入基準に基づく指導の徹底や埋立処分量の減量など適正処理と管理を進め、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	環境センター	適正な処理および処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全に努めました。	ごみの中間処理施設及び最終処分場において適正な処理および処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全に努めました。	ごみの中間処理施設及び最終処分場において適正な処理及び処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全に努めました。	ごみの中間処理施設及び最終処分場において適正な処理及び処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全に努めます。	継続	
7-1-2	3	(3)	①	2		し尿処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行い、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	汚泥処理センター	法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行いました。	法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行いました。	新旧両施設において、法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行いました。	今後も引き続き、法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行います。	継続	
7-1-3	3	(3)	①	3		新衛生センターの建設	市内に2ヶ所の衛生センター（衛生センター・恵北衛生センター）の統合を図り、周辺等の生活環境に配慮した安全で安定的な処理施設を建設します。	汚泥処理センター	新衛生センター建設工事を進めました。 【H30出来高】34% 【施工】日立造船株 【工期】H29～H31	新衛生センター「汚泥処理センターアクアクリン中津川」が完成し、供用開始しました。 【工事完成】令和元年11月29日 【供用開始】令和元年12月1日	中津川市総合計画（衛生施設の計画的な整備）に掲げた、「汚泥処理センターアクアクリン中津川」が供用開始しました。 【工事完成】令和元年11月29日 【供用開始】令和元年12月1日	汚泥処理センターの施設の完成と供用が開始されたことにより、個別施策としては完了となります。	完了	事業完了のため廃止
7-1-3	3	(3)	①	3		し尿処理におけるリンの回収と肥料化	汚泥処理センターにおいて、汚泥処理の工程でリンの回収を行うとともに、回収したリン化合物を栽培肥料として有効に活用します。	汚泥処理センター				令和元年11月に中津川市汚泥処理センターとして完成しました。一日当たりの処理能力は65㎥で「循環型社会形成推進計画」の理念に基づき、処理工程で生成するリンを回収し肥料化します。今年度中に肥料製品の品質管理方法を確立、肥料登録を行い、令和3年4月以降肥料販売します。	新規	汚泥処理センターの完成に伴い、事業開始
7-1-4	3	(3)	①	4	A	将来に向けた処理施設等の計画検討	中長期的視野に立ち、環境センターおよび汚泥処理センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるよう修繕や整備計画を立案するとともに、近隣自治体と連携した広域的な処理システムの検討を行います。	環境センター	環境センター長寿命化総合計画に基づく修繕や整備を行い、安定運営を行いました。近隣自治体と広域処理について意見交換を行いました。	環境センター長寿命化総合計画に基づく修繕や整備を行い、安定運営を行いました。近隣自治体と広域処理について意見交換を行いました。	近隣自治体と連携し広域処理について検討を行いました。	近隣自治体と連携し引き続き新施設整備の検討を行います。 環境センターについては長寿命化工事を先行し安定稼働を継続します。	継続	
7-1-5	3	(3)	①	4	B	将来に向けた処理施設等の計画検討	中長期的視野に立ち、環境センターおよび汚泥処理センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるよう修繕や整備計画を立案するとともに、近隣自治体と連携した広域的な処理システムの検討を行います。	汚泥処理センター	新衛生センターの整備を進めました。	新衛生センター「汚泥処理センターアクアクリン中津川」が完成し、供用開始しました。	新衛生センター「汚泥処理センターアクアクリン中津川」が完成し、令和元年12月1日より供用開始しました。	施設運営について中長期的な視野に立ち今後も、し尿処理が継続して安定稼働できるように長期的な修繕等維持管理計画を立案してまいります。	継続	
7-2-1	3	(3)	②	1	A	公共下水道処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課	長寿命化対策事業として、浄化管理センター汚泥処理施設の再構築を実施しました。	長寿命化対策事業として、中津川地区のマンホールポンプ緊急通報装置更新工事を実施しました。	計画的な施設及び機器の更新により、事業費を平準化し、効率的な機器更新が出来、公共用水域の水質汚濁防止を継続する事ができました。	現在策定中のストックマネジメント計画に基づき、今後も事業費を平準化した効率的な維持管理に努めてまいります。	継続	
7-2-2	3	(3)	②	1	B	公共下水道処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	浄化管理センター	適正に維持管理しました。	適正に維持管理しました。	機器の計画的整備を実施し、施設の健全化に努めました。 大きな水質事故等もなく安定した水処理を行いました。	長寿命化計画やストックマネジメントを踏まえた整備計画を立て効率良く整備を行い、安定した水処理を継続してまいります。	継続	
7-2-3	3	(3)	②	2	A	特定環境保全公共下水道処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課	長寿命化対策事業として、坂下地区マンホールポンプ緊急通報装置更新工事を実施しました。	長寿命化対策事業として、苗木・福岡・付知地区のマンホールポンプ緊急通報装置更新工事を実施しました。	計画的な機器の更新により、事業費を平準化し、効率的な機器更新が出来、公共用水域の水質汚濁防止を継続する事ができました。	現在策定中のストックマネジメント計画に基づき、今後も事業費を平準化した効率的な維持管理に努めてまいります。	継続	
7-2-4	3	(3)	②	2	B	特定環境保全公共下水道処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	浄化管理センター	適正に維持管理しました。	適正に維持管理しました。	機器の計画的整備を実施し、施設の健全化に努めました。 大きな水質事故等もなく安定した水処理を行えました。	長寿命化計画やストックマネジメントを踏まえた整備計画を立て効率良く整備を行い、安定した水処理を継続してまいります。	継続	
7-2-5	3	(3)	②	3	A	農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課	長寿命化対策事業として、加子母南部の農業集落排水処理施設改築更新工事を実施しました。	長寿命化対策事業として、田瀬地区の農業集落排水処理施設改築更新工事を実施しました。	計画的な施設機器の更新により、事業費を平準化し、効率的な機器更新が出来、公共用水域の水質汚濁防止を継続する事ができました。	最適整備構想に基づき、今後も事業費を平準化した効率的な維持管理に努めてまいります。	継続	
7-2-6	3	(3)	②	3	B	農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	浄化管理センター	適正に維持管理しました。	適正に維持管理しました。	機器の計画的整備を実施し、施設の健全化に努めました。 大きな水質事故等もなく安定した水処理を行えました。	長寿命化計画やストックマネジメントを踏まえた整備計画を立て効率良く整備を行い、安定した水処理を継続してまいります。	継続	
7-3-1	3	(3)	③	1		不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化	不法投棄の防止に向けた排出者責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。	環境政策課	地域や警察、岐阜県と連携し、不法投棄監視のパトロール等を実施しました。また、看板の設置や、不法投棄監視カメラを導入しました。	地域や警察、岐阜県と連携し、不法投棄監視のパトロール等を実施しました。また、看板の設置や、不法投棄監視カメラを導入しました。	地域や警察、岐阜県と連携し、不法投棄監視のパトロール等を実施しました。また、看板の設置や、不法投棄監視カメラを導入しました。	不法投棄の防止に向けた排出者責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。 なお、計画後期は個別施策14-1「不法投棄の防止に向けた啓発」に統合します。	統合	14-1-2に統合



施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
7-3-2	3	(3)	③	2		住み良い環境づくり推進員との連携（5-1-2と重複）	住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。	環境政策課	住みよい環境づくり推進員代表者ブロック会議を開催し、推進員の活動及び市のごみ減量の取組みについて周知しました。	住みよい環境づくり推進員代表者会議を開催し、推進員の活動及び市のごみ減量の取組みについて周知を行いました。	住みよい環境づくり推進員代表者会議の取組みについて周知を行いました。	住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。 なお計画後期は5-1-2に統合します。	統合	5-1-2に統合
7-3-3	3	(3)	③	3		不法投棄監視パトロールの実施（14-1-1と重複）	岐阜県や警察、地域、土地所有者等と協力連携し、監視パトロールを実施します。	環境政策課	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	循環型地域づくりとしてではなく、安全安心な環境づくりの意味合いが強い施策であり、14-1-1に統合します。	統合	14-1-1に統合
8-1-1	3	(4)	①	1		刈草・剪定枝の有効活用（堆肥化）	家庭や事業者、また市内一斉清掃など地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みづくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	環境センター	一斉清掃等による刈草・剪定枝を堆肥化し、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげました。	一斉清掃等による刈草・剪定枝を堆肥化し、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげました。	一斉清掃等による刈草・剪定枝を堆肥化し、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげました。	一斉清掃等による刈草・剪定枝を堆肥化し、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	継続	
8-1-2	3	(4)	①	2	A	公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みづくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	建設課	市民協働の一貫として、市が立木伐採を行い、地域で必要な方が見える場合は、その中で有効活用してもらっている。	市民協働の一貫として、市が立木伐採を行い、地域で必要な方が見える場合は、その中で有効活用してもらっている。	市で立木伐採を行った際、すべてではないが地域の方々で燃料等として有効利用することができました。	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みづくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	継続	
8-1-3	3	(4)	①	2	B	公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みづくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	管理課	（該当なし）	該当なし	計画当初は管理課と建設課が連携して取組んでいたが、現在は工事現場を担当する建設課が独自の方法で取組んでいます。	既に公共事業担当課（建設課）が仕組みを構築して独自に取組んでいるため、担当課から管理課を外します。	統合	8-1「公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）」の担当課から管理課を削除
8-1-4	3	(4)	①	2	C	公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みづくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	環境政策課	一斉清掃前後に実施される公共事業や道路のボランティア清掃から発生する剪定枝について、堆肥化する事業に取り組みましたが、燃料化への有効活用については、現在検討していません。	一斉清掃前後に実施される公共事業や道路のボランティア清掃から発生する剪定枝について、堆肥化する事業に取り組みましたが、燃料化への有効活用については、現在検討していません。	一斉清掃前後に実施される公共事業や道路のボランティア清掃から発生する剪定枝について、堆肥化する事業に取り組みましたが、燃料化への有効活用については、現在検討していません。	既に公共事業担当課（建設課）が仕組みを構築して独自に取組んでいるため、担当課から環境政策課を外します。	統合	8-1「公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）」の担当課から環境政策課を削除
8-1-5	3	(4)	①	3	A	製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	林業振興課	製材端材の利用手段について地域事業者との情報交換に努め有効な利用方法を研究していきます。	製材端材の利用手段について地域事業者との情報交換に努め有効な利用方法を研究していきます。	現在、取組実績はありません。	山林に放棄される間伐材の利用等ではなくあくまで製材工場等から排出される廃棄物の二次的利用を目的とした施策であるため、担当課から林業振興課を外します。	統合	8-1「製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり」の担当課から林業振興課を削除
8-1-6	3	(4)	①	3	B	製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	農業振興課	（該当なし）	該当なし	該当ありません。	農業に関する内容が盛り込まれていないため、担当課から農業振興課を外します。	統合	8-1「製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり」の担当課から農業振興課を削除
8-1-7	3	(4)	①	3	C	製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	工業振興課	市内の木材チップ製造工場に対し、企業立地促進条例に基づく奨励金による支援を行っている。	市内の木材チップ製造工場に対し、企業立地促進条例に基づく奨励金による支援を行っている。	市内の木材チップ製造工場に対し、企業立地促進条例に基づく奨励金による支援を行っています。	引き続き、企業立地促進条例に基づき市内への木材チップ・ペレット製造工場の立地・増設に対し支援を行っていきます。	継続	
8-1-8	3	(4)	①	3	D	製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	環境政策課	市内の事業者において、自社の製材端材を燃料化（ペレット化）する取組みが行われています。	市内の事業者において、自社の製材端材を燃料化（ペレット化）する取組みが行われています。	現在、当該としての取り組みはありませんが、木質バイオマス燃料の活用や製材ごみ削減の観点から、木質廃棄物の燃料化に関する仕組みづくりに対して環境政策課も参画することが望ましいです。	工業振興課と連携して、製材所における木質廃棄物の有効利用について、市内での実現に向けた可能性を模索していきます。	継続	
8-1-9	3	(4)	①			木質バイオマスの循環型利用の仕組みづくり	地域資源の循環を進めるため、課題を整理し、市内で好循環する仕組みづくりを関係機関等と連携して検討します。	環境政策課	薪・ペレットストーブの補助事業を行いました。 【補助実績】 25件	薪・ペレットストーブの補助事業を行いました。 【補助実績】 35件	薪・ペレットストーブの補助事業を行いました。	「薪・ペレットストーブの導入促進」と統合して、施策を進めます。	統合	10-3-2に統合
8-1-10	3	(4)	①	4		薪・ペレットストーブの導入促進	家庭や事業所、公共施設等で薪・ペレットストーブやペレットボイラーの導入促進を図り、木質バイオマスの利用を推進します。	環境政策課	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 25件（再掲）	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 35件（再掲）	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、木質バイオマスの利用促進を図りました。	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を継続し、木質バイオマスの利用促進を図ります。	統合	10-3-2に統合
8-1-11	3	(4)	①	5		木材の搬出促進（4-1再掲）	山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環型利用を促進します。	林業振興課	資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助を行っています。	資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助を行っています。	年間100t程度の未利用材の搬出実績があります。	今後も引き続き補助を実施していきます。	継続	4-1-5を統合
9-1-1	4	(1)	①	1		家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進	家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的としたキャンペーンを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。	環境政策課	広報紙にて、省エネルギーの啓発を実施しました。	広報なかつがわに省エネルギー活動の啓発記事掲載しPRしました。	広報なかつがわに省エネルギー活動の啓発記事掲載しPRしました。	家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的としたキャンペーンを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。	変更	9-1-2を統合し、概要を変更 家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的としたキャンペーンを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。また、事業所に向けては（一財）省エネルギーセンターが実施する「工場・ビルの省エネ診断」などの利用について啓発します。
9-1-2	4	(1)	①	2		家庭や事業所における省エネルギー診断の推進	各家庭でのエネルギーの使われ方を診断し、その家庭にあった具体的な省エネルギー対策を提案する「うちエコ診断」を岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの協力のもとで実施します。また、各事業所における省エネルギー診断を推進し、工業部門及び産業部門での省エネルギー対策の推進につなげます。	環境政策課	岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの協力のもとで家庭に対する省エネルギー対策事業として「うちエコ診断」を実施しました。	環境フェスタ中津川2019の会場において、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター及び岐阜県地球温暖化防止活動推進員の協力のもと「うちエコ診断」を実施しました。	岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの協力のもとで家庭に対する省エネルギー対策事業として「うちエコ診断」を実施しました。	岐阜県地球温暖化防止活動推進センターによるうちエコ診断が終了したため家庭での省エネ診断は事業完了となります。省エネルギーセンターによる事業所向けの省エネ診断はありますので、そちらを推進します。 なお、今後は9-1-1「家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進」へ統合して管理します。	統合	9-1-1に統合。

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
9-1-3	4	(1)	①	3	A	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-2 重複）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	建設課	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	統合	11-2-2に統合
9-1-4	4	(1)	①	3	B	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-2 重複）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	管理課	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	統合	11-2-3に統合
9-1-5	4	(1)	①	4		木造産直スマートハウスの開発	産官学連携で、地域材を利用したエコ住宅（OMソーラー住宅等）に太陽光や蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）などを組み合わせた中津川版「木造産直スマートハウス」の開発や商品化に向けた取組みを進めます。	工業振興課 林業振興課 環境政策課	地域材を活用したスマートハウス開発については、地域産直業者等に対し林業振興課から提案しました。また、住宅用太陽光発電システムの導入に対して、環境政策課が補助金を交付し、普及促進を進めました。【実績：65件】 岐阜県が主導したスマートハウスに関する研究会については、現状、凍結状態であり、当市の事業者によるスマートハウスの開発も中断している状況です。	地域材を活用したスマートハウス開発については、地域産直業者等に対し林業振興課から提案しました。また、住宅用太陽光発電システムの導入に対して、環境政策課が補助金を交付し、普及促進を進めました。【実績：32件】 岐阜県が主導したスマートハウスに関する研究会については、現状、凍結状態であり、当市の事業者によるスマートハウスの開発も中断している状況です。	過去には、岐阜県の呼びかけによる岐阜県版のスマートハウス開発に関する研究会が発足し、市内の複数の建築業者も参加していましたが、現在では採算性・ニーズなどの課題があり、凍結された状況です。	過去に、岐阜県の主導により取り組んだ事業ですが、現状は凍結状態で研究会も実施されていない状況です。これに伴い、市内での木造産直スマートハウスの開発も見通しが立たない状況にあるため、計画の見直しに合わせ個別施策としては廃止することとします。	廃止	
9-2-1	4	(1)	②	1	A	庁舎における省エネルギー活動の推進	省エネルギー法や地球温暖化対策推進法に基づき、全ての市有施設における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。	資産経営課	健康福祉会館の空調設備については、平成31年度に高効率な機器に更新することと予算化した。庁内蛍光灯はLEDの導入を進めています。また、今後も公用車削減計画を進めると共に環境面を重視した車両や物品の購入を考えていきます。	庁内蛍光灯はLEDの導入を進めています。今後も公用車削減計画を進めると共に環境面を重視した車両や物品の購入を考えていきます。	庁内蛍光器具が故障したのからLED器具に交換を行っています。公用車についても削減計画を作成し進めています。	今後計画的に予算化し、庁舎内の蛍光器具をLED照明器具に交換していきます。	継続	
9-2-2	4	(1)	②	1	B	庁舎における省エネルギー活動の推進	省エネルギー法や地球温暖化対策推進法に基づき、全ての市有施設における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。	環境政策課	ライトダウンキャンペーンや節電の呼びかけ、グリーンカーテンの実施など、省エネルギー活動の推進を実施しました。	なかつがわ省エネ・節電計画 昼休みの館内放送による職員への省エネ・節電活動の呼びかけやグリーンカーテンの実施など、庁舎内の省エネルギー活動の推進を実施しました。	なかつがわ省エネ・節電計画に基づき、昼休みの館内放送による職員への省エネ・節電活動の呼びかけやグリーンカーテンの実施など、庁舎内の省エネルギー活動の推進を実施しました。	今後も庁舎管理課と連携し、職員に対して省エネ活動の実施を呼びかけます。	継続	
9-2-3	4	(1)	②	2		市職員ノーカーデーの実施	イベント等の開催などで多数の来場者が予想される際、市庁舎において職員ノーカーデーを実施し、駐車場を確保するとともに、相乗りの推奨などでマイカー通勤を自粛し、二酸化炭素の削減に努めます。	資産経営課	ノーカーデーを実施するよう担当部署へ推奨し、実施しました。 【ノーカーデー実績】 4回	ノーカーデーを実施するよう担当部署へ推奨し、実施しました。 【ノーカーデー実績】 1回	R2年度はコロナの影響や文化会館が工事中ということもありイベントがなくノーカーデーの実施は行われなかった。	今後も引き続きイベントの開催時にはノーカーデーを実施していきます。	継続	
9-2-4	4	(1)	②	3	A	省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進	庁舎の空調設備や照明器具を高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリッド車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。また、電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	資産経営課	本庁と健康福祉会館の空調設備については、更新計画を進めています。庁内蛍光灯はLEDの導入を進めます。また、今後も公用車削減計画を進めると共に環境面を重視した車両や物品の購入も考えていきます。	健康福祉会館の空調設備を高効率な機器へと更新しました。本庁の空調設備につきましては、更新計画を進めています。電気自動車については1台導入しました。	健康福祉会館の空調機器の更新や電気自動車、低燃費車の導入により環境面に配慮しています。今後も省エネルギー化を推進していきます。	本庁舎の空調設備の更新時に稼働状況、電力モニター出来るようにし、細かな運転を行うことにより省エネにつなげます。公用車については削減を進め、更新時には低燃費車など環境に配慮した車両に更新していきます。	継続	
9-2-5	4	(1)	②	3	B	省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進	庁舎の空調設備や照明器具を高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリッド車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。また、電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	環境政策課	電気自動車を1台リースし、省エネルギー化と二酸化炭素削減を図っています。	リース期間の終了に伴い電気自動車は返却しましたが、庁舎の省エネルギー化等については資産経営課と連携し、庁内への普及促進を図っています。	電気自動車を1台リースし、省エネルギー化と二酸化炭素削減を図りました。庁舎の省エネルギー化等については資産経営課と連携し、リース期間中は、全庁的な共用車として扱い、広く職員に利用され、その実用性について周知することができました。	資産経営課と連携し、庁舎の経費削減につなげることも考慮して、高効率な省エネ設備等の導入を図ります。	継続	
9-2-6	4	(1)	②	4		チャレンジ25地域づくり事業の実施	環境センターの排熱を専用コンテナに蓄熱して市民病院に運び給湯や空調で使用する「熱輸送システム」と、国保坂下病院で行っている「地中熱ヒートポンプ」に関する実証事業に取り組みます。また、事業の効果の向上やコストの低減などを図ります。	環境政策課	チャレンジ25地域づくり事業（令和元年度までの10年間）として、次の取組に関するCO2削減の実証事業を行いました。 【R元年度CO2削減実績】 熱輸送システム 125.6 t-CO2/年 高効率照明 11.1 t-CO2/年 地中熱ヒートポンプ 3.8 t-CO2/年	チャレンジ25地域づくり事業（令和元年度までの10年間）として、次の取組に関するCO2削減の実証事業を行いました。 【R元年度CO2削減実績】 熱輸送システム 247.6 t-CO2/年 高効率照明 10.6 t-CO2/年 地中熱ヒートポンプ 0.9 t-CO2/年	チャレンジ25地域づくり事業（令和元年度までの10年間）として、次の取組に関するCO2削減の実証事業を行いました。	事業完了しました。	完了	事業完了のため廃止
9-2-7	4	(1)	②	5	A	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-1 再掲）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	建設課	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	統合	11-2-2に統合
9-2-8	4	(1)	②	5	B	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-1 再掲）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	管理課	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	統合	11-2-3に統合

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
10-1-1	4	(2)	①	1		住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施	市内住宅の方による住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進します。	環境政策課	住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進しました。 【補助実績】 65件	住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進しました。 【補助実績】 32件	住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進しました。	市内住宅の方による住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進します。	継続	
10-1-2	4	(2)	①	2		公共施設への太陽光発電等の率先導入	公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	施設担当部署 環境政策課	H30 導入実績なし	新設の公共施設に太陽光発電を設置しました。 汚泥処理センター 20kw 坂本こども園 10kw 阿木交流センター 10kw	公共施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進しました。	公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	継続	
10-2-1	4	(2)	②	1		小水力発電導入に向けた補助制度の実施	市内に住所を置く個人や法人、団体等による小水力発電システムの設置に対し補助金を交付し、地域における小水力発電の普及を促進します。	環境政策課	小水力発電の設置に対する補助制度を設けていますが、平成30年度の申請はありませんでした。	小水力発電の設置に対する補助制度を設けていますが、令和元年度の申請はありませんでした。	小水力発電導入に向けた補助制度を実施しましたが、補助実績は少ないです。	制度活用が少ないため、今後は市民にとってより利用しやすく、魅力的な補助制度となるよう内容を精査していく必要があります。	継続	
10-2-2	4	(2)	②	2		小水力発電所の開発事業	小水力発電の適地調査や開発を地域等と協力して行います。また、開発により、二酸化炭素排出削減を図るとともに、売電収益を活用した地域の活性化を進めます。	環境政策課	4基の小水力発電が運用されており、二酸化炭素排出削減が図られており、また売電収益等により地域の活性化が図られています。	4基の小水力発電が運用されており、二酸化炭素排出削減が図られており、売電収益等により地域の活性化が図られています。また、企業による神坂霧が原地区の小水力発電所の開発にも協力しました。	小水力発電施設稼働により、二酸化炭素排出削減が図られ、また、売電収益が雇用や農業用水の補修に使われるなど、地域活性化が図られています。	民間企業や地域、漁協などと協力し、適地調査や発電所の設置事業を推進していきます。また、開発による売電収益を活用した地域の活性化を進めます。	継続	
10-3-1	4	(2)	③	1	A	木質バイオマス熱利用機器の普及促進	家庭部門や工業・観光・農業などの分野での木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブ、バイオマスボイラー等の導入に対して補助金を交付し、その普及を促進します。	林業振興課	岐阜県及び市内の林業事業者と連携し、木質バイオマス資源の活用方法等に関する検討をしています。	岐阜県及び市内の林業事業者と連携し、木質バイオマス資源の活用方法等に関する検討をしています。	林業振興課としては木質資源の活用について検討は行ってきたものの、木質バイオマス熱利用機器の普及対策は行っていません。	林業振興課としては取組を実施していません。今後は環境政策課による継続事業とします。	統合	10-3「木質バイオマス熱利用機器の普及促進」の担当課から林業振興課を削除
10-3-2	4	(2)	③	1	B	木質バイオマス熱利用機器の普及促進	家庭部門や工業・観光・農業などの分野での木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブ、バイオマスボイラー等の導入に対して補助金を交付し、その普及を促進します。	環境政策課	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 25件（再掲）	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 35件（再掲）	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、木質バイオマスの利用促進を図りました。	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を実施しており、市民ニーズも高く補助金の利用もあるため補助金については継続して取組んでいきます。一方で、現状では工業や農業分野における木質バイオマス熱利用は見込まず、またバイオマスボイラーに対する補助メニューはないためこれを踏まえて内容を変更します。	変更	8-1-10を統合し、概要を変更 家庭部門や事業所などでの木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブの導入に対して補助金を交付します。
10-4-1	4	(2)	④	1		防災拠点となる地域事務所・総合事務所等への再生可能エネルギーの導入	太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を行い、環境教育にも活用します。	防災安全課 環境政策課	5つの庁舎事務所に太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーの整備を実施し、二酸化炭素の削減を図るとともに、災害に備えています。 H30新規導入なし	市の庁舎事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。 R1：阿木交流センター／太陽光10kW 延べ：7施設に導入	市の庁舎事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。	太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を行い、災害時の備えとしながら地域活動や環境学習にも活かしていきます。	継続	
10-4-2	4	(2)	④	2		避難所となる小中学校等への導入	地震や風水害などの災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池などの付帯設備の整備を行います。整備した設備は環境教育などにも活用します。	防災安全課 環境政策課	7つの小中学校にて再生可能エネルギーを導入し、平常時には施設の低炭素化を図るとともに、災害に備えています。 H30新規導入なし	学校及び園にて太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。 H30 R1：坂本こども園／太陽光10kW 延べ：7校、1園に導入	10か所の小中学校等にて太陽光発電設備を導入した。平常時には、施設の低炭素化を図ると共に、災害時への備えとしていきます。 設備導入実績：小学校3校・中学校5校・幼児2園	これまでは、施設の大規模改修に合わせて太陽光発電等の付帯設備を整備してきましたが、当面は大規模改修の予定はなく、設備の新規導入はない予定です。したがって、有利な補助制度などがあれば対応できるよう情報収集に努めていきます。また、既存の再生設備については、施設の低炭素化と災害への備えとしながら、環境教育にも利用していきます。	継続	
10-5	4	(2)	⑤	1		再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出	地域の活性化や農林業・観光業・商工業の振興につながる発電事業や投資事業、地域新電力事業などの仕組みづくりを、地域と協力して進めます。	環境政策課	再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出についての取組みは、現状ありません。	民間企業による小水力発電の建設について支援しましたが、再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出の取組みは、現状ありません。	民間企業による小水力発電の建設について支援しましたが、再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出の取組みは、現状ありません。	今後は、民間企業によるSDGsやRE100、環境投資、再生開発などの動向に注視し、地域の活性化につなげられるような取組の誘致などにも挑戦していきます。	継続	
11-1-1	4	(3)	①	1		エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進	運輸部門での低炭素化を目的に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたエコカー・クリーンエネルギー自動車の普及に向けた啓発や支援策の検討を進めます。	環境政策課	電気自動車を公用車として1台リース導入し、電気自動車のPRを実施しています。	電気自動車を公用車として導入し活用することで、電気自動車のPRを実施しています。 阿木交流センター EV1台設置 ※環境政策課のEVはリース期間満了により返還	電気自動車を公用車として導入し活用しています。 阿木交流センター EV1台設置 ※環境政策課のEVはリース期間満了により返還	エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進の検討を進めます。	継続	
11-1-2	4	(3)	①	2		エコドライブの推進	アイドリングストップやふんわりアクセルスタートなどのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。また、交通安全啓発などと絡めたエコドライブ教室を実施していきます。	環境政策課	岐阜県地球温暖化防止活動センターの「うちエコ診断」を通じ、エコドライブの推進を図りました。	岐阜県地球温暖化防止活動センターの「うちエコ診断」を通じ、エコドライブの啓発を図りました。	岐阜県地球温暖化防止活動センターの「うちエコ診断」を通じ、エコドライブの啓発を図りました。	アイドリングストップやふんわりアクセルスタートなどのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。	継続	
11-2-1	4	(3)	②	1		交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備	次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等にEV・PHVの充電施設の整備を進めます。 （※EV/電気自動車、PHV/プラグインハイブリッド車）	環境政策課	道の駅賤母及び花街道にEV充電施設をH27に設置し、稼働中です。 H30年度は、新規実績はありません。	道の駅2か所（賤母・花街道付知）にEV充電施設をH27に設置し、稼働中です。 R1年度：新規実績なし	道の駅2か所（賤母・花街道付知）にEV充電施設をH27に設置し、稼働中です。	次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等に、新たなEV・PHVの充電施設への整備が行われるよう国や県、民間事業者と連携して取組を推進します。	継続	
11-2-2	4	(3)	②	2	A	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-1 再掲）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLEDなどの高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	建設課	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	継続	9-1-3、9-2-7を統合
11-2-3	4	(3)	②	2	B	道路・街路灯などの高効率化の推進（9-1 再掲）	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLEDなどの高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	管理課	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	継続	9-1-4、9-2-8を統合
11-2-4	4	(3)	②	3		市道「青木～斧戸線」の建設	国道257号から国道19号に合流する市道「青木～斧戸線」を整備し、幹線道路の渋滞緩和を図り、利便性を確保します。	建設課	用地買収、建物補償や発掘調査を実施し、用地取得できたところから工事を行いました。	用地買収、建物補償を実施し、用地取得できたところから工事を行いました。	用地取得を完了したところから工事を行いました。	目標完成年度に青木～斧戸線を開通させ、渋滞緩和及び利便性の向上を図ります。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
11-2-5	4	(3)	②	4		リニア中央新幹線開通に向けた幹線道路の建設	リニア岐阜県駅の南北を結ぶアクセス道路「濃飛横断自動車」に付随する取り付け道路を整備するとともに、中津川市・恵那市双方の市街地とリニア岐阜駅を東西に結ぶアクセス道路「都市間連絡道路」の建設計画を推進し、リニア中央新幹線開通後の地域交通の利便性の向上と渋滞緩和を図ります。	リニア対策課	濃飛横断自動車道のインターアクセス道路である東濃東部都市間連絡道路の一部区間の詳細設計・用地測量・用地買収と、坂本58号線他と坂本264号線の一部区間の用地測量・用地買収を行いました。	濃飛横断自動車道のインターアクセス道路である東濃東部都市間連絡道路の一部区間において工事着手すると共に、引き続き詳細設計・用地測量・用地買収を実施しました。	用地取得を完了したところから工事を行いました。特に地元要望が強い坂本58号線他の事業を優先的に実施しました。	早期完成を目指し、工事を進めるとともに、引き続き用地交渉に取組んでいきます。	継続	
11-3-1	4	(3)	③	1		予約型コミュニティバスの運行	利用者の少ない路線については、定時定路線運行から、利用者の要求に応じて運行するデマンド交通をコミュニティバスに取り入れます。	定住推進課	具体的な取組みはありません。	具体的な取組みはありません。（山口・神坂・落合（一部）で実施中）	利用者の少ない路線（山口・神坂・落合の一部）でデマンド運行を実施してきました。	令和3年度から、蛭川地区でデマンド運行を取り入れます。	継続	
11-3-2	4	(3)	③	2	A	エコ通勤の推進	バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組みを推奨します。また、エコ通勤活動に積極的に取り組む事業者に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。	定住推進課	具体的な取組みなし（見直し検討）	具体的な取組みはありません。（見直し検討）	具体的な取組みはありません。	地域公共交通網形成計画の事業にないため、今後も具体的な取組の予定はありません。	統合	11-3「エコ通勤の推進」の担当課から定住推進課を削除
11-3-3	4	(3)	③	2	B	エコ通勤の推進	バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組みを推奨します。また、エコ通勤活動に積極的に取り組む事業者に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。	環境政策課	市役所においては2km圏内に住む職員に対して、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨していますが、地形等の影響もあり、エコ通勤の推進は難しいものと考えられます。	市役所においては2km圏内に住む職員に対して、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨していますが、地形等の影響もあり、エコ通勤の推進は難しいものと考えられます。	過去にエコ通勤の普及啓発を行った際、各事業所からは、「公共交通網が不十分で出勤に支障が出る」「乗り合わせ出勤も事故等の心配もある」など、様々なご意見をいただいております。エコ通勤の推進も難しい状況です。	現状ではエコ通勤の推進は難しいところですが、環境推進協会の会員事業所などに対し、エコ通勤やノーマイカーデーに関する啓発を行ってまいります。市役所では、引き続き2km圏内に住む職員へのエコ通勤や職員ノーマイカーデーを実施するなど率先した取組を行います。	継続	
11-3-4	4	(3)	③	3	A	自家用車を使わない観光の推進	徒歩（ウォーキング）や自転車等による、車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。また、自家用車でなくタクシーを使い観光地を周遊する観光商品を作成します。	観光課	ONSEN・ガストロノミーウォーキングを開催し、ウォーキングを通してその土地ならではの歴史・文化、自然、食等を体感していただき、さらなる誘客と消費の増加に繋げる取り組みをおこないました。	中山道や苗木城跡の沿線に案内看板を整備し、ウォーキングによる体験型観光、周遊観光の促進を図りました。ONSEN・ガストロノミーウォーキングin中津川では、蛭川地区を歩きながら、その土地ならではの自然・歴史・文化・食等を体感していただきました。	ウォーキングやサイクリングなどの体験プログラムを提供してきたほか、鉄道やバスを利用する観光商品の造成やバス路線の支援を行うことで、自家用車を使わない観光を選択肢として設けることができました。	森林や街道を歩くことは、Withコロナ時代にマッチした観光のスタイルとして人気が高まっているため、歩く観光を積極的に促進する。また二次交通の充実を図り、自家用車を使わなくても周遊できる環境を整備します。	変更	【概要を一部修正】 徒歩（ウォーキング）や自転車等による、車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。また、自家用車でなくバスやタクシーなどを使い観光地を周遊する観光商品を作成します。
11-3-5	4	(3)	③	3	B	自家用車を使わない観光の推進	徒歩（ウォーキング）や自転車等による、車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。また、自家用車でなくタクシーを使い観光地を周遊する観光商品を作成します。	環境政策課	具体的な取組みはありません。	具体的な取組みはありません。	環境政策課として行う具体的な取組みはありません。	施策の内容が車を使わない観光商品の開発や実施となるため、計画後期は観光課の対応とします。	統合	11-3「自家用車を使わない観光の推進」の担当課から環境政策課を削除
12-1-1	4	(4)	①	1		市有林の整備の推進	森林経営計画に基づき、市有林の間伐や植林など適切な管理を行うことにより、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を作ります。	林業振興課	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めています。経営の成り立たない森林については県森林環境税の「環境保全整備事業」を活用し、奥山の整備を進めています。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めています。経営の成り立たない森林については県森林環境税の「環境保全整備事業」を活用し、奥山の整備を進めています。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	森林経営計画に基づき、市有林の間伐に取組んでいます。経営の成り立たない森林については県森林環境税事業を利用し整備に取組んでいます。	今後も森林経営計画に基づき市有林の整備を行ってまいります。	継続	
12-1-2	4	(4)	①	2		民有林の整備の推進	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に対して国や県の制度を活用しながら補助金を交付し、そこでの間伐や植林など適切な管理を促進させ、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を育てています。また、森林経営計画のエリア外における森林整備を進めるため、国の制度を活用して特定間伐等促進計画の策定とそれに基づく森林施業に対する補助を行います。	林業振興課	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めます。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めます。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	市内林業事業者が市内各地で森林経営計画を作成し、森林整備に取組んでいます。	今後も、市内林業事業者に対して森林経営計画の作成を指導し、森林整備の実施につなげてまいります。	継続	
12-1-3	4	(4)	①	3		民有林での木材搬出に関する補助の実施	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に伴い伐倒した木材の搬出に対して、市からの補助金を交付し、適正な森林管理と間伐材の有効利用に繋がります。	林業振興課	木材の有効利用を促進するため、搬出に対する補助を行っています。（中津川市森林整備促進事業補助金）	木材の有効利用を促進するため、搬出に対する補助を行っています。（中津川市森林整備促進事業補助金）	年間約10,000m3に対して補助を行っています。	今後も間伐材の利用促進のため補助を実施します。	継続	
12-2-1	4	(4)	②	1	A	カーボン・オフセットの推進	民有林の適切で持続可能な森林経営を推進させるため、森林事業者に対して森林認証の取得やオフセット・クレジット制度等への参加を促します。また、市内で生産されるオフセット・クレジットの利用促進を目指し、カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジットとの活用などを進めます。	林業振興課	林業事業者に対し森林認証の取得を促します。	林業事業者に対し森林認証の取得を促します。	加子母森林組合や苗木財産区など過去に認証制度に登録していた団体はありましたが、現在は管内に森林認証を取得している団体はありません。	森林認証を取得には多額の経費が必要であり、市内において新たに認証取得に取組む林業事業者もいないことから廃止します。	統合	12-2「カーボン・オフセットの推進」の担当課から林業振興課を削除
12-2-2	4	(4)	②	1	B	カーボン・オフセットの推進	民有林の適切で持続可能な森林経営を推進させるため、森林事業者に対して森林認証の取得やオフセット・クレジット制度等への参加を促します。また、市内で生産されるオフセット・クレジットの利用促進を目指し、カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジットとの活用などを進めます。	環境政策課	加子母森林組合や、苗木財産区がクレジットの創出側として制度へ登録しています。	加子母森林組合や、苗木財産区がクレジットの創出側として制度へ登録しています。	過去にはイベント等でのカーボンオフセットの利用や啓発に取組みましたが、近年の取組実績はありません。	市内の森から発行されるオフセットクレジットの利用は見込めませんが、今後もカーボンオフセットの普及啓発を行うとともに、イベント等でのオフセットクレジットの活用を検討してまいります。	変更	カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジットとの活用などを進めます。
13-1-1	5	(1)	①	1		大気環境の常時監視測定	中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。	環境政策課	岐阜県の事業により、中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、風向、風速を常時観測を行い、大気環境の現状を把握しました。（詳細は、第2章第1節にて記載してあります）	岐阜県が所管する中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、風向、風速を常時観測を行い、大気環境の現状を把握しました。（詳細は、第2章第1節にて記載してあります）	岐阜県が所管する中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、風向、風速を常時観測を行い、大気環境の現状を把握しました。	継続		

施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
13-1-2	5	(1)	①	2		特定施設に対する監視	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行い、施設の維持管理状況を確認し、排出基準の遵守状況について監視と指導を行います。	環境政策課	現在は、所管である岐阜県にて立入検査を実施していただき、施設の維持管理状況の確認、監視と指導をしていただいております。	現在は、所管である岐阜県にて立入検査を実施していただき、施設の維持管理状況の確認、監視と指導をしていただいております。	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行っていたが、現在は、事務を所管する岐阜県により立入検査が実施され、施設の維持管理状況の確認、監視と指導が行われています。	大気汚染防止法に定める特定施設及び特定工場への対応は、法令事務を所管する岐阜県が行うため、公害事業が発生した際は岐阜県に立入検査を依頼し、県の指導に基づき市も協力して対応していきます。	変更	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県が行う立入検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視を行います。
13-1-3	5	(1)	①	3		大気の特設施設に対する測定結果の報告要請	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設については指導を行います。	環境政策課	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求めました。平成30年度に報告要請した施設に関しては、規制基準を超えた施設はありませんでした。	大気汚染防止法に定める特定施設を保有する事業所に対し、ばい煙の測定結果の報告を求めました。令和元年度において、規制基準を超えた事業所はありませんでした。	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求めました。規制基準を超えた施設に対しては指導を行いました。	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設については指導を行います。	変更	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。
13-1-4	5	(1)	①	4		次世代自動車の普及促進	自動車による大気汚染の改善を図るため、環境にやさしい電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとした次世代自動車の普及啓発を行います。	環境政策課	電気自動車1台を公用車としてリースし、普及啓発を行っています。	当課の電気自動車はリース期間が満了となり返却しましたが、資産経営課が阿木交流センターの公用車として電気自動車を1台購入しています。	電気自動車1台を公用車としてリースし、普及啓発を行っていました。平成30年度末にリース期間が満了となり返却をしました。	現状では大気汚染対策よりも地球温暖化対策としての意味合いが強く、今後は個別施策11-1-1に統合します。	統合	11-1-1に統合
13-1-5	5	(1)	①	5		エコドライブの推進	自動車の排気ガス排出量を抑制するため、自動車の使用を控える取組みや自動車を使用する際のアイドリングストップなどエコドライブに関する啓発を行います。	環境政策課	2km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨しました。また、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの「うちエコ診断」をとおり、エコドライブの呼びかけを行いました。	2km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨しました。また、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの「うちエコ診断」をとおり、エコドライブの呼びかけを行いました。	2km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨しました。また、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの「うちエコ診断」をとおり、エコドライブの呼びかけを行いました。	かつては大気汚染の原因として自動車の排出する窒素酸化物等が問題となっていたが、現在では大気汚染対策よりも地球温暖化対策としての意味合いが強く、今後は個別施策11-1に統合します。	統合	11-1-2に統合
13-1-6	5	(1)	①	6		大気汚染に関する情報発信	大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ確かな情報を周知する体制を維持します。また、毎年12月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	環境政策課	岐阜県が実施している中津川測定局の大気測定状況について、中津川市公式ホームページに掲載しています。なお、令和元年度において、大気汚染注意報は発令されませんでした。	岐阜県が実施している中津川測定局の大気測定状況について、中津川市公式ホームページに掲載しています。なお、令和元年度において、大気汚染注意報は発令されませんでした。	岐阜県が実施している中津川測定局の大気測定状況について、中津川市公式ホームページに掲載しています。また、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ確かな情報を周知できるような体制を維持しました。	大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ確かな情報を周知する体制を維持します。	継続	
13-2-1	5	(1)	②	1		河川の水質調査	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を的確に把握します。	環境政策課	主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。（詳細は、第2章第2節に記載してあります）	主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。（詳細は、第2章第2節に記載してあります）	主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を的確に把握します。	継続	
13-2-4	5	(1)	②	2		特定施設に対する監視	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、立入検査、水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設から排出される水質の浄化に努めます。	環境政策課	現在は、所管である岐阜県にて立入検査を実施していただき、施設の維持管理状況の確認、監視と指導をしていただいております。	現在は、所管である岐阜県にて立入検査を実施していただき、施設の維持管理状況の確認、監視と指導をしていただいております。	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行っていたが、現在は、事務を所管する岐阜県により立入検査が実施され、施設の維持管理状況の確認、監視と指導が行われています。	水質汚濁防止法に定める特定施設及び特定工場への対応は、法令事務を所管する岐阜県が行うため、公害事業が発生した際は岐阜県に立入検査を依頼し、県の指導に基づき市も協力して対応していきます。	変更	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、岐阜県が行う立入検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視を行います。
13-1-3	5	(1)	②	3		水質の特設施設に対する測定結果の報告要請	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設については指導を行います。	環境政策課	水質汚濁防止法に定める特定施設にたいし、自主測定結果の報告を要請しました。平成30年度に報告された特定施設で、排水基準を超過した施設はありませんでした。	水質汚濁防止法に定める特定施設を保有する事業所に対し、自主測定結果の報告を要請しました。令和元年度に報告要請した事業場において、排水基準の超過はありませんでした。	水質汚濁防止法に定める特定施設にたいし、自主測定結果の報告を要請しました。報告された特定施設で、排水基準を超過した施設はありませんでした。また、所管である岐阜県にて立入検査を実施し、施設の維持管理状況の確認、監視と指導をしています。	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、水質測定の結果の報告を要請します。また、岐阜県にて立入検査、監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。	変更	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。
13-2-3	5	(1)	②	4		河川等公共用水の水質改善	水質汚濁が顕著な河川において、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策の普及啓発や水質浄化に取り組み、流域の水質改善を図ります。	環境政策課	市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでした。市民からの水質汚濁の情報があつた際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。	市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでした。市民からの水質汚濁の情報があつた際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。	市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでした。市民からの水質汚濁の情報があつた際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。	水質汚濁が顕著な河川において、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策の普及啓発や水質浄化に取り組み、流域の水質改善を図ります。	継続	
13-2-2	5	(1)	②	5		下水道接続、合併浄化槽設置の促進	生活排水による汚濁負荷が低減するように、各家庭の下水道の接続や合併浄化槽の設置促進を図ります。	下水道課	・水洗化啓発運動を中津川駅前にて実施しました。 【実施内容】 ・未水洗化世帯への戸別訪問 ・浄化槽補助金上乗せ ・集会所を浄化槽補助対象としました	・水洗化啓発運動を中津川駅前にて実施しました。 ・未水洗化世帯への戸別訪問 ・浄化槽補助金上乗せ ・集会所を浄化槽補助対象としました	戸別訪問や啓発活動による取組みの結果、整備済み区域の水洗化率は向上傾向にあり、水質汚濁の防止につながっています。	引き続き、同じ取組を継続していき、居住環境の向上に努めます。	継続	
13-2-5	5	(1)	②	6		「ぎふクリーン農業」推進事業の推進	安全な農作物の提供や環境への負荷低減に向けて、化学合成農薬や化学肥料を30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、取り組む農家を支援します。	農業振興課	ホームページやチラシで広報を行っている。	ホームページやチラシで広報を行っている。	ぎふクリーン農業に取組む農家をPRするための広報を実施して支援しました。	岐阜県が実施する「ぎふクリーン農業推進事業」が終了したため、取組を完了します。	完了	事業完了
13-2-6	5	(1)	②	7	A	農業の適正使用の推進	公共施設等の管理において農業の使用の低減に努めるとともに、市民・農家等に対して農業の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。	農業振興課	チラシの配布やポスターの掲示を行った。ふれあい農園利用者へ、農業の使用についての注意事項を周知した。	チラシの配布やポスターの掲示を行った。	農業の適正使用についての周知を実施しています。	引き続きチラシの配布やポスターの掲示を実施して、市民に向けた周知を図ります。	継続	
13-2-7	5	(1)	②	7	B	農業の適正使用の推進	公共施設等の管理において農業の使用の低減に努めるとともに、市民・農家等に対して農業の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。	環境政策課 施設担当課	農業の適正使用の呼びかけのほか、市民からの通報に際し、使用者に適正な使用の呼びかけを行いました。	農業の適正使用の呼びかけのほか、市民からの通報に際し、使用者に適正な使用の呼びかけを行いました。	農業の適正使用の呼びかけのほか、市民からの通報に際し、使用者に適正な使用の呼びかけを行いました。	今後も、公共施設や学校、公園などの管理において農業の使用低減に努めるよう各担当課などに周知徹底します。また、市の広報等において農業の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用についての啓発を行います。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
13-3-1	5	(1)	③	1		騒音特定工場・建設作業に対する監視	騒音規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、防音対策の状況について検査と指導を行います。	環境政策課	騒音規制法に定める特定工場及び建設作業の届出を審査受理し、また市民からの通報に際し、指導を実施しました。	騒音規制法に定める特定工場及び建設作業の届出を審査受理し、また市民からの通報に際し、指導を実施しました。	騒音規制法に定める特定工場及び建設作業の届出を審査受理し、また市民からの通報に際し、指導を実施しました。	今後も、法令に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業場の管理状況や防止対策の状況について監視と指導を行います。なお、騒音と振動とは一体で監視や指導を行っているため、個別施策「振動特定工場・建設作業に対する監視」もこちらに取り込むこととします。	変更	個別施策タイトル「騒音及び振動の特定工場・建設作業に対する監視」 騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対して立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の管理状況や防音対策の状況について監視と指導を行います。
13-3-2	5	(1)	③	2		騒音特定施設に対する測定結果の報告要請	騒音規制法に定める特定施設に対し、騒音測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。	環境政策課	騒音規制法に定める特定施設を持つ事業所に対し、騒音測定の結果報告を求めました。平成30年度の報告にて規制基準を超えた特定工場はありませんでした。	騒音規制法に定める特定施設を持つ事業所（30件）に対し、騒音測定の結果報告を求めました。令和元年度の報告にて規制基準を超えた特定工場はありませんでした。	騒音規制法に定める特定施設を持つ事業所に対し、騒音測定の結果報告を求めました。規制基準を超えた施設に対しては指導を行いました。	法令に定める特定施設に対し、測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定工場については指導を行います。なお、事業所によっては騒音と振動と一体で報告の要請を行っているため、個別施策「振動特定施設に対する測定結果の報告要請」もこちらに取り込むこととします。	変更	個別施策タイトル「騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請」 騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場に対しては指導を行います。
13-3-3	5	(1)	③	3		道路に面する地域の騒音規制	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、基準値を上回る地点では、防音壁の設置要望を行います。	環境政策課	市域の幹線道路の測定を実施しました。夜間一部において、環境基準を達成していませんでした。また、中央自動車道沿線地域の神坂地域で騒音測定を実施し、基準値を超えていないことを確認しました。	市域の幹線道路の測定を実施しました。夜間一部において、環境基準を達成していませんでした。また、中央自動車道沿線地域の神坂地域で騒音測定を実施し、基準値を超えていないことを確認しました。	市域の幹線道路の測定を実施しました。夜間一部において、環境基準を達成していませんでした。また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、防音対策について要望を行いました。	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、基準値を上回る地点では、防音壁の設置要望を行います。	継続	
13-3-4	5	(1)	③	4		振動特定工場・建設作業に対する監視	振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、振動対策の状況について検査と指導を行います。	環境政策課	振動規制法に定める特定工場及び建設作業の届出の審査受理をおこないました。特定工場及び建設作業への振動の通報はありませんでした。	振動規制法に定める特定工場及び建設作業の届出の審査受理をおこないました。特定工場及び建設作業への振動の通報はありませんでした。	振動規制法に定める特定工場及び建設作業の届出の審査受理をおこないました。特定工場及び建設作業への振動の通報はありませんでした。	騒音と振動とは一体で監視や指導を行っているため、個別施策「騒音特定工場・建設作業に対する監視」に統合します。	統合	13-3-1に統合
13-3-5	5	(1)	③	5		振動特定施設に対する測定結果の報告要請	振動規制法に定める特定施設に対し、振動測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。	環境政策課	振動規制法に定める特定施設を持つ事業所のうち、公害防止協定等により振動測定結果の定期報告を求めている事業所（3件）に対し、報告を求めました。平成30年度の報告内容に規制基準を超えるものはありませんでした。	振動規制法に定める特定施設を持つ事業所のうち、公害防止協定等により振動測定結果の定期報告を求めている事業所（3件）に対し、報告を求めました。令和元年度の報告内容に規制基準を超えるものはありませんでした。	振動規制法に定める特定施設を持つ事業所のうち、公害防止協定等により振動測定結果の定期報告を求めている事業所（3件）に対し、報告を求めました。これまでの報告内容に規制基準を超えるものはありませんでした。	騒音と振動とは一体で監視や指導を行っているため、個別施策「騒音特定施設に対する測定結果の報告要請」に統合します。	統合	13-3-2に統合
13-3-6	5	(1)	③	6		悪臭事業場に対する指導	悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。	環境政策課	市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。	市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。	市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。	悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。	継続	
13-3-7	5	(1)	③	7		畜産農家等に対する指導	畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な維持管理及び環境保全対策について指導を行います。	農業振興課	連携して悪臭対策の指導を行うとともに、悪臭公害防止の観点から福岡堆肥センターでの臭気測定を実施しました。	連携して悪臭対策の指導を行うとともに、悪臭公害防止の観点から福岡堆肥センターでの臭気測定を実施しました。	年に一度、岐阜県畜産協会による臭気測定を福岡堆肥センターにて実施しています。これ以外にも、悪臭の問題を抱える畜産農家があれば、状況に応じて悪臭の測定や防止に関する指導が必要です。	今後は、JAによる加子母堆肥センターの大規模改修が予定されており、それに向けた臭気対策として悪臭の測定を実施していきます。	継続	
13-4-1	5	(1)	④	1		地下水の水質監視	毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。	環境政策課	岐阜県が実施する地下水の監視測定業務に協力を行い、地下水に関する水質監視に努めました。	岐阜県が実施する地下水の監視測定業務に協力を行い、地下水に関する水質監視に努めました。	岐阜県が実施する地下水の監視測定業務に協力を行い、地下水に関する水質監視に努めました。	毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。	継続	
13-4-2	5	(1)	④	2		専用水道の設置事業場に対する監視	市内のゴルフ場や事業場など専用水道設置者に対して施設の維持管理や水質の状況について立入検査などにより監視と指導を行います。	環境政策課	専用水道設置事業場の水質検査報告を確認しました。異常のある事業所はありませんでした。	専用水道設置事業場の水質検査報告を確認しました。異常のある事業所はありませんでした。	専用水道設置事業場の水質検査報告を確認しました。規制基準を超えた事業場に対しては指導を行いました。	市内のゴルフ場や事業場などの専用水道設置事業場の水質検査報告を確認し、異常がある場合には指導を行います。	変更	市内のゴルフ場や事業場など、専用水道設置事業場から報告された水質検査を確認し、必要に応じて立入検査などにより指導を行います。
13-4-3	5	(1)	④	3		地下水の過剰採取の防止	一定以上の地下水の採取に届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止を図ります。	環境政策課	一定以上の地下水の採取については、届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止に努めました。	一定以上の地下水の採取については、届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止に努めました。	一定以上の地下水の採取については、届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止に努めました。	環境保全条例に基づき、引き続き1日に100m以上の揚水を行う事業者等には届出を求めています。	継続	
13-4-4	5	(1)	④	4		不適正な埋立て等の防止	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	環境政策課	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等の不適正な埋立てを禁止しました。	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等の不適正な埋立てを禁止しました。	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入するなど、環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立てを禁止し、立入検査も実施しました。	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	継続	
13-5-1	5	(1)	⑤	1		公害防止協定等の締結推進	事業活動にともなう周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。	環境政策課	事業者と市または地域との公害防止協定を締結することにより生活環境の保全を図る地域づくりを進めています。なお、平成30年度は新たに締結した協定はありません。	事業者と市または地域との公害防止協定を締結することにより生活環境の保全を図る地域づくりを進めています。なお、令和2年度は新たに締結した協定はありません。	事業者と市または地域との公害防止協定を締結することにより生活環境の保全を図る地域づくりを進めています。	事業活動にともなう周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
13-5-2	5	(1)	⑤	2		大規模な太陽光発電設備工事の適切な実施	大規模な太陽光発電設備設置事業の適切な造成工事等の実施を求め、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。	管理課	「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（H29.4.1施行）による発電設備設置届出事業者に対し、周辺地域への災害防止、自然環境の保全などを指導しました。 【届出実績】 17件	「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（H29.4.1施行）による発電設備設置届出事業者に対し、周辺地域への災害防止、自然環境の保全などを指導しました。 【届出実績】 15件	周辺地域への災害防止、自然環境の保全などを指導しました。 【届出実績】 7件	事業用太陽光発電の乱開発を防ぐため、平成29年4月以降、本条例を運用していますが、条例適応範囲外1000m以下の事業用太陽光発電開発において、地域とのトラブルが多発しました。そこで、今年度、条例を改正し、全ての事業用太陽光発電開発を対象に地元説明会の実施や地元との協定の締結を義務付けました。今年度中に条例施行規則も制定し、令和3年4月以降運用を行います。	変更	個別施策のタイトルと概要を変更 ○事業用太陽光発電等による乱開発防止 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、事業用太陽光発電の開発事業者に対して、地域への説明会の実施や書面による協定の締結などを義務付けることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。 ※担当課を環境政策課に変更します
14-1-1	5	(2)	①	1		不法投棄監視パトロールの実施（7-3-3と重複）	地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、地域の監視やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止策を強化します。	環境政策課	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	地域や警察、岐阜県と連携し、不法投棄監視のパトロール等を実施しました。また、看板の設置や、不法投棄監視カメラを導入しました。	不法投棄の防止に向けた排出者責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。なお、個別施策7-3の「不法投棄監視パトロールの実施」と個別施策14-1「不法投棄行為者の取締り」は、こちらに取り込み管理していきます。	変更	7-3-3、14-1-3を統合し、個別施策のタイトルと概要を変更 ○不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り 地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、地域の監視やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止策を強化します。また、不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。
14-1-2	5	(2)	①	2		不法投棄の防止に向けた啓発	不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。	環境政策課	不法投棄防止看板の配布の実施とともに、不法投棄監視用カメラの導入を行いました。 【実績】4か所	不法投棄防止看板の配布の実施とともに、不法投棄監視用カメラの導入を行いました。 【実績】4か所	住みよい環境づくり推進員代表者会議を開催し、推進員の活動及び市のごみ減量の取組みについて周知を行いました。	住みよい環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。また不法投棄の防止に向けた排出者責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。なお、個別施策7-3「不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化」をこちらに取り込み、内容を変更します。	変更	7-3-1を統合し、個別施策のタイトルと概要を変更 個別施策タイトルを「不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化」に変更 不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。また、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。
14-1-3	5	(2)	①	3		不法投棄行為者の取締り	不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。	環境政策課	不法投棄の行為者が判明した際は、状況に応じ、警察署と連携し、投棄者の取り締まりを行いました。	不法投棄の行為者が判明した際は、状況に応じ、警察署と連携し、投棄者の取り締まりを行いました。	岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。	不法投棄対策として監視パトロールと組み合わせて管理していくこととし、個別施策14-1「不法投棄監視パトロールの実施」と統合します。	統合	14-1-1へ統合
14-2-1	5	(2)	②	1		ポイ捨て防止の啓発	快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為および道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん害防止を啓発します。	環境政策課 防災安全課	不法投棄防止看板の配布を実施しました。 【配布実績】 21申請・68枚配布	不法投棄防止看板の配布を実施しました。 【配布実績】 21申請・81枚配布	依然として、公園や道路沿いでのごみのポイ捨てが多くあり、廃棄物の不法投棄につながる恐れもことから、市民に向けたマナーの周知を継続して行う必要があります。	引き続き、ポイ捨て防止につながる啓発を広報紙や回覧、市公式HPで行うとともに、公園等のポイ捨てを受けやすい場所への看板の設置を推進します。また地域からの要望があればポイ捨て防止などの看板の配布を行います。	継続	
14-2-2	5	(2)	②	2		市内一斉清掃やボランティア清掃の推進	年2回（6月、9月）の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。	環境政策課	年2回（6月・9月）の市内一斉清掃の協力を呼びかけ、まちの美化活動を推進しました。また、地域や、事業者、団体等のボランティア清掃に際し、ボランティア用ゴミ袋の配布を実施しました。	年2回（6月・9月）の市内一斉清掃の協力を呼びかけ、まちの美化活動を推進しました。また、地域や、事業者、団体等のボランティア清掃に際し、ボランティア用ゴミ袋の配布を実施しました。	年2回（6月・9月）の市内一斉清掃の協力を呼びかけ、まちの美化活動を推進しました。また、地域や、事業者、団体等のボランティア清掃に際し、ボランティア用ゴミ袋の配布を実施しました。	年2回（6月、9月）の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。	継続	
14-2-3	5	(2)	②	3		放置自転車対策の推進	放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。	環境政策課	警察と連携し、持ち主のない放置自転車については、廃棄物として処理し、放置自転車の減少に努めました。	警察と連携し、持ち主のない放置自転車については、廃棄物として処理し、放置自転車の減少に努めました。	近年放置自転車として市への通報は減少しているが、ゼロではないため引き続き対応が必要です。	中津川警察署と連携し放置自転車に関する各種対応に取組みます。	継続	
14-2-4	5	(2)	②	4		野外焼却行為者への指導強化	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	環境政策課	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーや焼却しない方法での処分について啓発を行いました。	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーや焼却しない方法での処分について啓発を行いました。	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーや焼却しない方法での処分について啓発を行いました。	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	継続	
14-3-1	5	(2)	③	1		都市緑化、公園緑化の推進	緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。	管理課	公園の点検・清掃を行なうことで、緑地を含めた公園全体の適正な維持管理を行ないました。	公園の点検・清掃を行なうことで、緑地を含めた公園全体の適正な維持管理を行ないました。	憩いの場、交流の場、文化スポーツ活動の場として公園を利用される方が多くあることから、公園の維持管理に努めていくことが大切である。	今後も、公園の点検・清掃を行なうことで、緑地を含めた公園全体の適正な維持管理を行います。	継続	
14-3-2	5	(2)	③	2		良好な景観形成の推進	市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、なかでも宿場町等の区域を「景観計画重点区域」とし、地域と一体となり、地域の景観を守り育む取組みを進めます。	都市建築課	《景観づくり支援事業補助金》 中山道沿道景観区域の統一な景観づくり、良好な景観を維持促進するための、景観に関する活動に対して支援しました。 【補助実績】 6件 1,548,000円 《景観重要建造物等補助金》 （まちなみ景観形成事業補助金は、H29年度で終了しました。）	中山道沿道景観区域の統一な景観づくり、良好な景観を維持促進するための、景観に関する活動に対して支援しました。 《景観づくり支援事業補助金》 【補助実績】 7件 1,064,491円 《景観重要建造物等補助金》 【補助実績】 1件 293,415円	中山道の良好な景観形成を推進するため、沿道の地域団体に対して景観づくり支援補助金等の支援策を行うこと、中山道沿道の統一な景観づくりや良好なまちなみ景観形成が図られました。	中津川市景観計画に基づき、引き続き地域と協働して景観まちづくりに取り組み、市民が愛着と誇りの持てる景観形成を図ります。	継続	
15-1-1	6	(1)	①	1		環境保全活動に向けた人材の育成	環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。	環境政策課	木育のスタッフとして参加を希望する方に対し、事前講習を実施することで指導者及び育成への理解向上を図りました。	木育のスタッフとして参加を希望する方に対し、事前講習を実施することで指導者及び育成への理解向上を図りました。	木育のスタッフとして参加を希望する方に対し、事前講習を実施することで指導者及び育成への理解向上を図りました。	木育等の環境学習のスタッフだけでなく、地域の環境保全活動に貢献できる人材を発掘し、育成してくとともに、活動の機会の提供に努めます。	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
15-1-2	6	(1)	①	2		人材登録制度の創設・活用 (1-2と重複)	学校や市民向けの環境教育・環境学習等支援する人材の登録制度を創設し、充実した環境保全活動を推進します。	環境政策課	木育や河川環境学習指導員等の人材登録を進めました。	木育や河川環境学習指導員等の人材登録を進めました。	幼児環境教育と河川環境学習については指導者の登録を行ない、各園や学校へ指導員として派遣しており、年々登録者数も増加しています。	計画最終年度には、幼児環境教育では31人、河川環境学習では34人まで登録者を増やす予定であり、引き続き指導者育成と併せて取組んでいきます。なお、計画後期は、個別施策1-2からこちらに移行させ進捗管理します。	継続	1-2-5を統合
15-2-1	6	(1)	②	1		幼児環境教育の指導者の育成	保育士等を対象に、幼児向けの環境学習に関する指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の取得に努めます。	環境政策課	木育を実施するまえに、担当教諭に対し、事前研修を実施し、環境活動への理解向上を図りました。	木育を実施するまえに、担当教諭に対し、事前研修を実施し、環境活動への理解向上を図りました。	木育を実施するまえに、担当教諭に対し、事前研修を実施し、環境活動への理解向上を図りました。	1-2と統一とします。	継続	
15-2-2	6	(1)	②	2		河川・森林に関する環境教育の指導者の育成	学校教諭等を対象に、小・中・高校生向けの河川や森林に関する環境学習などの指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の習得に努めます。	環境政策課	河川環境学習の実施にあたり、事前に担当教諭を対象に、学習会を実施し、知識や環境学習についての理解向上に努めました。	河川環境学習の実施にあたり、事前に担当教諭を対象に、学習会を実施し、知識や環境学習についての理解向上に努めました。	河川環境学習の実施にあたり、事前に担当教諭を対象に、学習会を実施し、知識や環境学習についての理解向上に努めました。	1-2と統一とします。	継続	
15-3-1	6	(1)	③	1		中津川市自然環境団体等連絡会議の活動の推進 (1-1-1重複)	自然環境の保全活動に取り組んでいる環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術、知識の向上を図ります。	環境政策課	「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を8回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の取り組みの充実を図りました。	「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を6回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の取り組みの充実を図りました。	この連絡会議は、市と環境団体の意見交換の場として重要な位置づけにある。また、ここで意見を出し、市の自然環境保全活動に反映させ、これまでに木育や河川環境学習、市民向け親子講座など多くの取組を行ってきた。	中津川市自然環境団体等連絡会議は、当市の自然環境保全活動を推進するうえで不可欠な存在であり、今後も参加団体を増やしながらかつて実施していく計画である。なお、今後は個別施策1-1に移行して進捗管理します。	統合	1-1-1に統合
15-3-2	6	(1)	③	2		環境団体が行う活動の情報発信 (1-3-5重複)	市内で活動する環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表の機会を提供します。また、地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組を啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。	環境政策課	環境団体の活動支援については、環境フェスタ等において、環境団体が行う活動内容の情報発信や発表の機会を設けました。住みよい環境づくり推進員に対しては、年度初めに全地区で意見交換会を開催し、施策の取組みの啓発と合わせて意見をいただき施策に反映させました。	環境団体の活動支援については、環境フェスタや森林環境税の各種事業等において、環境団体の活動の場の提供や活動内容の情報発信・発表の機会を設けました。また、住みよい環境づくり推進員に対しては、年度初めに全地区で意見交換会を開催し、施策の取組みの啓発と合わせて意見をいただき施策に反映させました。	自然環境団体等連絡会議の様々な活動を通じて、各環境団体の活動を積極的にPRしてきたが、一方で住みよい環境づくり推進員ブロック会議においては、情報発信ができていません。	各団体個別の環境保全活動を促すため、市の広報や公式HPはもちろん、SNSなどあらゆる情報ツールを活用してPRしていく必要がある。	継続	1-3-5を統合
15-3-3	6	(1)	③	3		地域との対話と環境保全活動の推進	各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。	環境政策課	各地域において、区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回市内一斉清掃を地域住民に呼びかけていただき、地域住民による環境保全活動を実施していただきました。	各地域において、区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回市内一斉清掃を地域住民に呼びかけていただき、地域住民による環境保全活動を実施していただきました。	各地域において、区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回市内一斉清掃を地域住民に呼びかけていただき、地域住民による環境保全活動を実施しました。	各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。	継続	
15-4-1	6	(1)	④	1		中津川市環境推進協会の活動の推進	公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」による公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに環境保全に資する取組を推進します。	環境政策課	恵那漁業主催の四ツ目川アマゴ放流事業へ賛助するとともに、活動の推進を図るため、会員の募集活動に取り組みました。	四ツ目川アマゴ放流事業や環境フェスタ2019への賛助のほか、研修会の開催や先進事業所視察を実施しました。また、活動の推進を図るため、会員の募集活動に取り組みました。	環境保全活動の推進を図るために、中津川市環境推進協会と連携し、四ツ目川アマゴ放流事業や環境フェスタ、先進事業所視察等を実施しました。	公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」と連携し、公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに、環境保全に資する取組を推進します。	変更	個別施策タイトル及び概要を変更 ○中津川市環境推進協会と連携した環境保全活動の推進 公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」と連携し、公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに、環境保全に資する取組を推進します。
15-4-2	6	(1)	④	2	A	事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進	事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。また、こうした事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外にPRします。	工業振興課	該当なし	該当なし	取組実績はありません。	関係機関と連携し、周知を進めるとともに、企業立地の際は環境・衛生に配慮するよう指導していきます。	継続	
15-4-3	6	(1)	④	2	B	事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進	事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。また、こうした事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外にPRします。	環境政策課	事業者が取り組むボランティア清掃等の社会貢献活動に際し、ボランティア用清掃袋を配布する等活動のサポートをしました。	事業者が取り組むボランティア清掃等の社会貢献活動に際し、ボランティア用清掃袋を配布する等活動のサポートをしました。	ボランティア用清掃袋の配布等によって、事業者がボランティア清掃を行う際に、ボランティア用清掃袋の配布を行いました。	事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。また、こうした事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外にPRします。	継続	
15-5-1	6	(1)	⑤	1		環境保全を目的とした域学連携の推進	学術的な知見を踏まえた環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取組を推進します。	環境政策課	岐阜大学の教授に協力を依頼し、主にシデコシ生地の保全に関して学術的な指導や助言をいただき、岐阜県の森林環境基金の各種事業を実施しました。	岐阜大学の教授に協力を依頼し、主にシデコシ生地の保全に関して学術的な指導や助言をいただき、岐阜県の森林環境基金の各種事業を実施しました。	岐阜大学の教授に協力を依頼し、主にシデコシ生地の保全に関して学術的な指導や助言をいただき、岐阜県の森林環境基金の各種事業を実施しました。	中京学院大学や岐阜大学、森林文化アカデミーなど自然環境保全や自然を生かした地域づくりに係る有識者とのパイプがあり、それが当市の環境事業に関する強みとなっています。それらの強みを活かし、自然環境団体連絡会議とも連携しながら、域連携の可能性も探っていきます。	継続	
15-5-2	6	(1)	⑤	2		農業科や専門学校との連携 (1-1-3重複)	高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。また、大学等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。	環境政策課	現状、取組み実績がないため、今後連携の可能性を探っていきます。	恵那高校の課題研究において、ごみの減量化に関する出前講座を実施した。	令和2年度には、恵那高校の課題研究において特定外来生物に関する学習を提供するとともに、中津川高校のSDGsに関する課外授業に協力し、地球温暖化に関する出前講座を実施しています。	当初は、自然環境保全に関する事業を想定して、農業や林業に関する高校や専門学校との連携を検討していたが、今後はそれにこだわらず環境保全活動全般で連携・協力できる高校や専門学校と分野を限定せずに事業を推進していきます。これを踏まえ、今後は自然共生地域づくり施策から環境保全に向けた人づくり施策として管理することとし、15-5-2に統合します。	変更	1-1-3を統合し、個別施策のタイトルと概要を変更 ○環境保全を目的とした高等学校や専門学校との連携 高等学校や各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。また、大学や民間等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。
15-5-3	6	(1)	⑤	3		学識者・専門家等による支援体制の構築	学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関との関係を構築・強化し、各環境団体等に提言等を受けるとともに、講習会等を通じた知識の普及を図ります。	環境政策課	平成30年度に講演会の実施はありませんでしたが、岐阜大学との関係を継続し、環境施策への助言をいただきました。	令和元年度に講演会の実施はありませんでしたが、岐阜大学との関係を継続し、環境施策への助言をいただきました。	岐阜大学の教授や各環境団体等より環境について提言等を受けることで、特に希少植物保全等の分野において取組を推進することができました。	今後も、大学や研究機関、環境団体などとの関係を構築・強化し、助言や提言を受けながら、環境保全活動に取組みます。	継続	1-1-2を統合



施策通番	節	方針	施策	個別	分	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
15-6-1	6	(1)	⑥	1	A	環境情報の発信	環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。	広報広聴課	環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。	環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。	環境施策課による広報なかつがわや市公式ホームページへの環境記事の掲載等について協力していますが、広報広聴課独自で環境に関する情報は発信していません。	市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市の環境情報も発信できるよう担当課に協力していきます。なお、広報広聴課から直接環境情報を発信することはなく、計画見直しに合わせて広報広聴課を本施策の担当課から外します。	統合	15-6「環境情報の発信」の担当課から広報広聴課を削除
15-6-2	6	(1)	⑥	1	B	環境情報の発信	環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。	環境政策課	環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。	環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。	環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。	環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。	継続	
15-6-3	6	(1)	⑥	2	A	博物館等での環境意識啓発の推進	博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図るとともに、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的実施していきます。	鉱物博物館	<p>鉱物博物館：自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催した。</p> <p>●企画展 開館20周年記念夏休み特別企画「村上康成『石のきもち』絵本原画展」 第23回 まあるい石のひみつ 球状コンクリーションはどうやってできた？」 ●私の展示室 第38回 ナキウサギ写真展 『きみは岩場の天使』</p> <p>●記念講演会 「火星にもある球状コンクリーション～その形状の謎～」参加者23人 ●教室・ワークショップ 計52回開催 1,250人参加。 こんもり山プロジェクト 4回 延べ91人 ネイチャーゲーム 1回 84人 る・る・るウォーク（友の会共催）1回 22人 古代人のアクセサリ「まが玉」をつくらう 1回 33人 ちっちゃな鉱物を標本にしよう 1回 9人 夜の森にいらっしやい！ナイトハイクツアー 1回 13人 星空観察会（鉱物博物館・子ども科学館共同）1回 71人 …など。</p>	<p>鉱物博物館：自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催した。</p> <p>●企画展 夏休み企画 長島鉱物コレクション展 第24回 南極の石-太古の地球をのぞく 第25回 日本列島大分析！元素で見る『地球化学図』</p> <p>●私の展示室 第38回 ナキウサギ写真展 『きみは岩場の天使』</p> <p>●記念講演会 南極へ行こう～南極観測隊とその活動～ 参加者29人 ●教室・ワークショップ 計52回開催 1,452人参加 夜明けの森こんもり山プロジェクト 4回 延べ126人 はじめのいっぽ～夜明けの森親子自然学習～ 8回 延べ183人 ネイチャーゲーム（教室）2回 56人 夜の森にいらっしやい！ナイトハイクツアー 1回 14人 ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回 52人 森の木の実でリースづくり 1回 20人 …など。</p>	<p>鉱物博物館では、自然にかかわる企画展示や教室・ワークショップを継続して実施してきており、多くの人が観覧・参加を通して自然に親しみ、理解を深める場を提供している。</p>	<p>自然誌系博物館として今後も様々な企画を通して、自然への親しみや理解、科学的探究心の醸成を図っていきます。</p>	継続	
15-6-4	6	(1)	⑥	2	B	博物館等での環境意識啓発の推進	博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図るとともに、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的実施していきます。	子ども科学館	<p>子ども科学館：実際に展示物に触れて感動しながら楽しみ、時には親子で一緒に体験しながら語り合うことによって、子どもたちの科学への関心を高め科学する心を育てることをめざして、展示物を企画し提供し、各種の普及事業を開催した。</p> <p>●教室 16回開催 304人参加。 星を観る会 4回 154人 赤ちゃんパンダロボットをつくらう 1回 12人 風力発電機をつくらう 1回 12人 はすみ車動力車をつくらう 1回 18人 ミニミニプラネタリウムを作ろう 1回 15人 めざせ漫画家 2回 34人 星空観察会（鉱物博物館・子ども科学館共同企画）1回 71人・・・など。 ●ミニプラネタリウム実演 延べ3,190人</p>	<p>子ども科学館：実際に展示物に触れて感動しながら楽しみ、時には親子で一緒に体験しながら語り合うことによって、子どもたちの科学への関心を高め科学する心を育てることをめざして、展示物を企画し提供し、各種の普及事業を開催した。</p> <p>●土曜教室 12回開催 215人参加 ●星を観る会 3回開催 79人参加 ●ミニプラネタリウム実演 118回開催 3,429人参加</p>	<p>子ども科学館では、科学技術や天文を中心に教室・ワークショップを継続して実施してきており、多くの人が科学に親しみ、理解を深める場を提供しています。</p>	<p>科学館として今後も様々な企画を通して、子どもを主対象として科学への親しみや理解、探究心の醸成を図っていきます。</p>	継続	
15-6-5	6	(1)	⑥	2	C	博物館等での環境意識啓発の推進	博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図るとともに、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的実施していきます。	図書館	<p>・寄付金で環境関連図書等の充実を図りました。</p> <p>・県内図書館で開催した「共通テーマ資料展示」で、「みんなが生きものとなつがる本」と題し、生物多様性に関する図書等を展示し、啓発を行いました。</p>	<p>・県内図書館で開催した「共通テーマ資料展示」で、「みんなが生きものとなつがる本」と題し、生物多様性に関する図書等を展示し、啓発を行いました。</p>	<p>図書館では環境に関する図書の充実を図り、展示や講座等を開催することで、環境意識への啓発を行いました。</p>	<p>多くの人が訪れる施設として、今後も環境に関する図書の充実を図り、展示や講座等を開催し、環境意識への啓発を行います。</p>	継続	
15-6-6	6	(1)	⑥	3		環境センターでの環境意識啓発の推進	環境センターにおいて、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についてわかりやすく意識啓発を行います。また、小学校と連携し、小学4年生の社会科「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を組み込みます。	環境センター	<p>エコ教室、環境フェスタ等を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についての意識啓発を行いました。また、小学4年生や個人に対しての見学対応を行いました。</p>	<p>エコ教室、環境フェスタ等を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についての意識啓発を行いました。また、小学4年生や個人に対しての見学対応を行いました。</p>	<p>市内小学4年生の社会科の授業で環境センターの見学を組み込み、廃棄物問題やリサイクルの推進について意識啓発を行いました。</p>	<p>エコ講座や小学生の見学において廃棄物問題やリサイクルの推進について分かりやすく意識啓発を行います。</p>	継続	
16-1-1	6	(2)	①	1	A	幼稚園・保育園における環境教育の実施	木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。また、各園では野菜づくりや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。	幼児教育課	<p>市内各保育園、幼稚園において五感の発育に効果的な自然体験活動による環境教育を実施しました。</p> <p>(園外保育の一環として、山でのどんぐり拾い、川遊び等による環境教育を行った。また自園農園や近隣の田畑を借用しての野菜づくりによる自然体験を行い、園児が作ったさつま芋で焼き芋会をする等の食育活動も行った。)</p>	<p>市内各保育園、幼稚園において五感の発育に効果的な自然体験活動による環境教育を実施しました。</p> <p>(園外保育の一環として、山でのどんぐり拾い、川遊び等による環境教育を行った。また自園農園や近隣の田畑を借用しての野菜づくりによる自然体験を行い、園児が作ったさつま芋で焼き芋会をする等の食育活動も行った。)</p>	<p>市内各保育園、幼稚園等において、季節に応じた自然との関わりや自園農園による食育活動等を通じて、五感の発育に繋がる自然体験活動を実施しました。</p>	<p>今後も中津川市の良さである、身近にある自然を体験できる活動に取組みます。自然体験活動から、自然を大切にすることを学びます。</p>	変更	【本文の一部修正】 木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。また、各園では野菜づくりによる食育活動や園外保育での季節に応じた自然体験活動も実施していきます。
16-1-2	6	(2)	①	1	B	幼稚園・保育園における環境教育の実施	木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。また、各園では野菜づくりや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。	環境政策課	<p>14の園で木育を実施し、幼児向けの環境教育を通じて、自然とのふれあいの機会の提供に取り組みました</p>	<p>15の園で木育を実施し、幼児向けの環境教育を通じて、自然とのふれあいの機会の提供に取り組みました</p>	<p>各園で木育を実施し、幼児向けの環境教育を通じて、自然とのふれあいの機会の提供に取り組みました。実施園数は年々増加しており、多くの園で木育を実施することができました。</p>	<p>今後も各園の要望や学習に合わせて継続して取り組み、最終的には全幼稚園・保育園で実施できるよう推進していきます。</p>	継続	

施策通番	節	方針	施策	個別	分担	個別施策	概要	担当課	取組み状況（H30年度）	取組み状況（R元年度）	これまでの評価	今後の展望	今後の方向性	新たな概要
16-1-3	6	(2)	①	2	A	小中学校での環境教育の実施	水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。	学校教育課	河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しました。 【実績】 ・河川環境教育 19校 ・森林での自然観察 16校 ・林業体験などの環境教育 11校 ・ごみ処理場の見学 17校 ・下水処理場の見学 7校 ・森林、森川海の学習 22校 ・再生可能エネルギーの学習 23校 ・省エネルギーに関する学習 25校	河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しました。 【実績】 ・河川環境教育 21校 ・森林での自然観察 17校 ・林業体験などの環境教育 12校 ・ごみ処理場の見学 18校 ・下水処理場の見学 7校 ・森林、森川海の学習 24校 ・再生可能エネルギーの学習 25校 ・省エネルギーに関する学習 27校	総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しており、今では各学校における学習カリキュラムとして定着しています。	学校における環境学習の実施は、地球温暖化やごみ問題、森林破壊など地球規模の環境問題が複雑化・深刻化する中、グローバルな視点から環境について考え、身近なことから取組を考える重要な学習であり今後も継続して行っています。	継続	
16-1-4	6	(2)	①	2	B	小中学校での環境教育の実施	水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。	環境政策課	河川環境学習でカワゲラウォッチングを実施し、川の環境保全について意識の向上を図りました。 【実績】12小中学校	河川環境学習でカワゲラウォッチングを実施し、川の環境保全について意識の向上を図りました。 【実績】15小中学校	河川環境学習でカワゲラウォッチングを実施していますが、今後は学校で教える社会科や理科などの学習内容に合わせた環境学習メニューを企画し、実施していく必要があります。	河川環境学習だけでなく、ごみ問題や地球温暖化、森林破壊など、身近な環境課題から地球規模の環境問題まで学べる学習メニューを教育委員会の協力を得ながら企画立案し、各学校と連携して推進していきます。	継続	
16-1-5	6	(2)	①	3		こどもエコクラブ活動の推進	誰もが参加できる全国的な環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の仕組みを利用し、地域の環境保全活動の環を広げます。学校や学童保育所、PTA、地域子供会などへPRし、参加を促すとともに、参加した団体の活動を応援します。	環境政策課	取組実績はありません。	取組実績はありません。	過去には環境省の事業として市内の小中学校にも参加を募り実施していましたが、現在は国の事業ではなくなり、内容も縮小され、当時の環境教育の現場で取り扱う機会がなくなっています。	学習コンテンツの一つとして有用性はありますが、市全体の施策として推進するメリットは少なくなり、利用の希望も少ないため廃止します。	廃止	
16-2-1	6	(2)	②	1		幼児教育・学校教育と連携した環境学習プログラムの開発	保育園から高校までの教育を通じて、発達段階に応じた環境学習や教材の開発を推進します。	環境政策課	幼児向け環境学習の「木育」や小学生向けの環境学習の「河川環境学習」について、子どもの発達過程に応じたよりよい学びを提供できるようプログラムの継続的な改良に努めました。	幼児向け環境学習の「木育」や小学生向けの環境学習の「河川環境学習」について、子どもの発達過程に応じたよりよい学びを提供できるようプログラムの継続的な改良に努めました。	幼児向け環境学習の「木育」や小学生向けの環境学習の「河川環境学習」について、子どもの発達過程に応じたよりよい学びを提供できるようプログラムの継続的な改良に努めました。	保育園から高校までの教育を通じて、身近な環境問題から世界的な環境問題まで、発達段階に応じた環境学習や教材の開発を推進します。	継続	
16-2-2	6	(2)	②	2		ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発	自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育（ESD）の視点に立った学習指導と学習内容を体系化し、世界的課題の解決に向けた人づくりを進めます。	環境政策課	将来を担う子どもたちに向けて、身近な河川や自然へのふれあい学習である「木育」、「河川環境学習」を通して、環境問題を身近に感じてもらえる環境プログラムとして実践しました。	将来を担う子どもたちに向けて、身近な河川や自然へのふれあい学習である「木育」、「河川環境学習」を通して、環境問題を身近に感じてもらえる環境プログラムとして実践しました。	将来を担う子どもたちに向けて、身近な河川や自然へのふれあい学習である「木育」、「河川環境学習」といった環境問題を身近に感じてもらえるプログラムの継続的な改良に努めました。	自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育（ESD）の視点に立った学習指導と学習内容を体系化し、世界的課題の解決に向けた人づくりを進めます。	継続	
16-3-1	6	(2)	③	1		環境イベント等の開催	市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を開催します。	環境政策課	市民が環境について学ぶ機会として、11月3日に「環境フェスタ中津川2018」を開催しました。参加者：約400名	市民が環境について学ぶ機会として、11月2日に「環境フェスタ中津川2019」を開催しました。参加者：約600名	市民が環境について学ぶ機会として、「環境フェスタ中津川」を開催しました。	市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を開催します。	継続	
16-3-2	6	(2)	③	2	A	公民館等での環境講座の実施	公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。また、環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。	生涯学習スポーツ課	環境をテーマとした公民館講座、市民団体による市民企画講座を実施しました。 【公民館講座実績】 ・福岡公民館講座 延べ48名 ・蛭川公民館講座 延べ116名 ・市民企画講座 1講座3名	環境をテーマとした公民館講座を実施しました。 【公民館講座実績】 ・福岡公民館（ふくおかの自然・歴史） 延べ46名 ・蛭川公民館（文化・歴史・自然散歩） 延べ97名	自然や歴史文化など環境にも関連した公民館講座、福岡（ふくおかの自然・歴史）、蛭川（文化・歴史・自然散歩）の開催をし、徐々に地域住民に浸透し、理解を深めています。	住民ニーズもあり、継続的に取組んでいきます。	継続	
16-3-3	6	(2)	③	2	B	公民館等での環境講座の実施	公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。また、環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。	環境政策課	公民館と連携し、夏休み公開講座にて環境団体が企画した学習講座を開催しました。	公民館と連携し、夏休み公開講座にて環境団体が企画した学習講座を開催しました。 ・7/31 親子で学ぼう 中津川市の川の水質と環境- 18人	公民館と連携し、夏休み公開講座にて環境団体が企画した学習講座を開催しました。	公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。また、環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。	継続	
16-3-4	6	(2)	③	3	A	環境に関する出前講座の推進	家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施します。	生涯学習スポーツ課	実施していません。	環境のふれあい出前講座を実施しました。 【ふれあい出前講座実績】・環境政策課実施分（カワゲラウォッチング 水生生物調査） 1回 延べ18名 （ゴミの出し方・減量化・リサイクル講座） 12回 延べ160名	ふれあい出前講座で関係するメニューを環境政策課が中心となり実施してきました。開催要望の申し込みを受けて、ごみに関することや環境に関することなど、住民等の知りたい内容メニューで担当者が出向き講座を開催している。	住民ニーズもあり、各課と連携して出前講座の実施に取組んでいきます。なお、出前講座の全体の取りまとめは生涯学習スポーツ課で対応していますが、環境の個別の出前講座は、環境政策課のみで行っていますので、今後16-3「環境に関する出前講座の推進」の担当課から生涯学習スポーツ課を外します。	統合	16-3「環境に関する出前講座の推進」の担当課から生涯学習スポーツ課を削除
16-3-5	6	(2)	③	3	B	環境に関する出前講座の推進	家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施します。	環境政策課	生ゴミの堆肥化や省エネなど、地域からの要望に合わせた暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施しました。	生ゴミの堆肥化や省エネなど、地域からの要望に合わせた暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施しました。13件、178人参加	ごみ減量や地球温暖化など、地域からの要望に合わせた暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施しました。令和2年度は区長会連合会の要請を受け、市内15地区で地球温暖化防止対策の出前講座を実施するなど、積極的に取組んでいます。	家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施します。	継続	